

ネットde記帳

操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ.決算業務編

消費税申告書

第2-e版

■ ご注意

- 本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- 本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- 例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。

- ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- Microsoft®, Windows®, Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7 は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- 製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

本書では、個人の場合を主に説明しています。

| アイコン、記号 | 説明 |
|---|---|
|  | 実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例)  終了時操作の注意 <hr/> 終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。 インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。 |
|  | 処理の手順について記載しています。 |
|  | 説明の補足事項を記載しています。 |
|  | 関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。 (例)  消費税基本情報の設定 → 「2.1.1 エラー! 作表の結果が正しくありません。」参照 |
|  | →がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。 (例) パスワード変更について → 「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照 |
| 『 』 | システム名、処理名の名称を表記するときに用います。 |
| << >> | 画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。 |
| [] | 画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。 |
| 「 」 | 画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。 |
|  | キーボードのキーを表記するときに用います。 |
|  | 処理画面を終了するときに用います。 |
|  | ヘルプ機能を起動するときに用います。 |
|  | 現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。 |

■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

概要・基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

I. マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

II. 日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の説明も含まれます。

III. 決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

III. 決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

III. 決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

IV. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。

■ 目次

| | | |
|---------|------------------------------|----|
| 1 | 消費税申告書作成の概要 | 10 |
| 1.1 | 消費税申告書作成の流れ | 10 |
| 1.2 | 消費税申告書のメニュー体系 | 11 |
| 1.3 | 『ネット de 記帳』の起動方法 | 12 |
| 1.3.1 | 『ネット de 記帳』を起動する | 12 |
| 1.3.2 | ログインをする | 12 |
| 1.3.3 | パスワードを変更する | 13 |
| 1.3.4 | トップ画面の構成 | 14 |
| 1.4 | 『ネット de 記帳』の終了方法 | 15 |
| 1.5 | 消費税申告書の画面構成 | 17 |
| 1.5.1 | 消費税申告書の画面構成 | 17 |
| 1.6 | 消費税申告書で使用するキー操作 | 18 |
| 1.7 | 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について | 19 |
| 1.7.1 | 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ | 20 |
| 1.7.2 | 『ネット de 記帳』の個人番号の操作 | 21 |
| 1.7.3 | エラーメッセージ・警告メッセージ | 22 |
| 2 | 消費税基本情報を設定する | 26 |
| 2.1 | 消費税基本情報 | 26 |
| 2.1.1 | 消費税基本情報を設定する | 28 |
| 2.1.2 | 消費税基本情報の設定項目(個人の場合) | 29 |
| 2.1.2.1 | [基本情報]タブ | 29 |
| 2.1.2.2 | 個人番号を連携する | 32 |
| 2.1.2.3 | 個人番号を解除する | 40 |
| 2.1.2.4 | [申告情報]タブ | 41 |
| 2.1.2.5 | [還付金融機関等]タブ | 43 |
| 2.1.2.6 | [作成税理士情報]タブ | 44 |
| 2.1.3 | 消費税基本情報の設定項目(法人の場合) | 45 |
| 2.1.3.1 | [基本情報]タブ | 45 |
| 2.1.3.2 | [申告情報]タブ | 45 |
| 2.1.3.3 | [還付金融機関等]タブ | 46 |
| 2.1.3.4 | [作成税理士情報]タブ | 46 |
| 2.1.4 | 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ | 47 |
| 2.1.5 | 事業者情報を取り込む | 48 |
| 2.1.6 | 税理士情報を取り込む | 50 |
| 3 | 消費税申告書を作成する | 54 |

| | | |
|----------|-------------------------------|-----|
| 3.1 | 消費税申告書 | 54 |
| 3.1.1 | 消費税申告書作成の流れ..... | 54 |
| 3.1.2 | 消費税計算情報を設定する | 55 |
| 3.1.2.1 | [消費税計算情報]タブ..... | 56 |
| 3.1.2.2 | [過去情報設定]タブ | 58 |
| 3.1.2.3 | 中間申告回数を自動設定する | 60 |
| 3.1.2.4 | 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合 | 61 |
| 3.1.3 | 申告書を選択する..... | 62 |
| 3.1.3.1 | 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合 | 63 |
| 3.1.3.2 | 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合 | 64 |
| 3.1.4 | 仕訳データの集計期間を短縮する | 65 |
| 3.1.4.1 | 集計期間変更時にメッセージが表示された場合 | 66 |
| 3.1.5 | 申告書・付表を入力する..... | 67 |
| 3.1.5.1 | 詳細説明 | 68 |
| 3.1.5.2 | 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ..... | 69 |
| 3.1.5.3 | 簡便法の計算について | 70 |
| 3.1.6 | 申告書を再計算する..... | 72 |
| 3.1.6.1 | 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合..... | 73 |
| 3.1.6.2 | 付表5-(2)の計算について | 74 |
| 3.1.7 | 課税期間を変更する | 75 |
| 3.1.7.1 | 課税期間変更時にエラーが発生した場合..... | 76 |
| 3.1.8 | 調整消費税等を入力する..... | 77 |
| 3.1.8.1 | 詳細説明 | 78 |
| 3.1.8.2 | 調整消費税等の入力エラーが発生した場合..... | 80 |
| 3.1.9 | 金額修正を行う..... | 81 |
| 3.1.9.1 | 「原則課税」の金額修正の詳細説明..... | 83 |
| 3.1.9.2 | 「簡易課税」の金額修正の詳細説明 | 85 |
| 3.1.9.3 | 特定課税仕入を入力する..... | 88 |
| 3.1.9.4 | 営む事業を変更する | 90 |
| 3.1.9.5 | 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ | 94 |
| 3.1.9.6 | 旧税率の金額修正..... | 99 |
| 3.1.10 | 金額修正を解除する | 100 |
| 3.1.11 | 申告書・付表の入力項目 | 101 |
| 3.1.11.1 | 「原則課税」の申告書・付表の入力項目..... | 101 |
| 3.1.11.2 | 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目..... | 104 |

| | | |
|----------|--------------------------|-----|
| 3.1.11.3 | 中間申告書の申告書・付表の入力項目 | 107 |
| 3.1.12 | マイナス金額発生時の計算および出力 | 108 |
| 3.1.12.1 | 簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法 | 108 |
| 3.1.12.2 | 簡易課税「付表 4」の計算方法 | 113 |
| 3.1.12.3 | 簡易課税「付表 5」の計算方法 | 114 |
| 3.1.12.4 | マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税) | 115 |
| 3.1.12.5 | マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税) | 116 |
| 3.1.13 | 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする | 119 |
| 3.1.13.1 | 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ | 122 |
| 3.1.13.2 | 電子申告エラーチェック結果の保存 | 124 |
| 3.1.14 | 入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン) | 125 |
| 3.1.14.1 | 中間申告書の電子申告データ作成について | 126 |
| 3.1.14.2 | 申告書の参照モード表示 | 127 |
| 3.1.14.3 | 入力完了チェックを解除する | 128 |
| 3.1.15 | 消費税申告書を印刷する | 129 |
| 3.1.15.1 | 消費税申告書出力の詳細説明 | 131 |
| 3.1.15.2 | [印刷]ボタンクリック時にエラーが表示された場合 | 132 |
| 3.1.15.3 | 「原則課税」の印刷条件設定 | 133 |
| 3.1.15.4 | 「簡易課税」の印刷条件設定 | 135 |
| 3.1.15.5 | 中間申告書の印刷条件設定 | 137 |
| 4 | 付録 | 140 |
| 4.1 | 索引 | 140 |

1

消費税申告書作成の概要

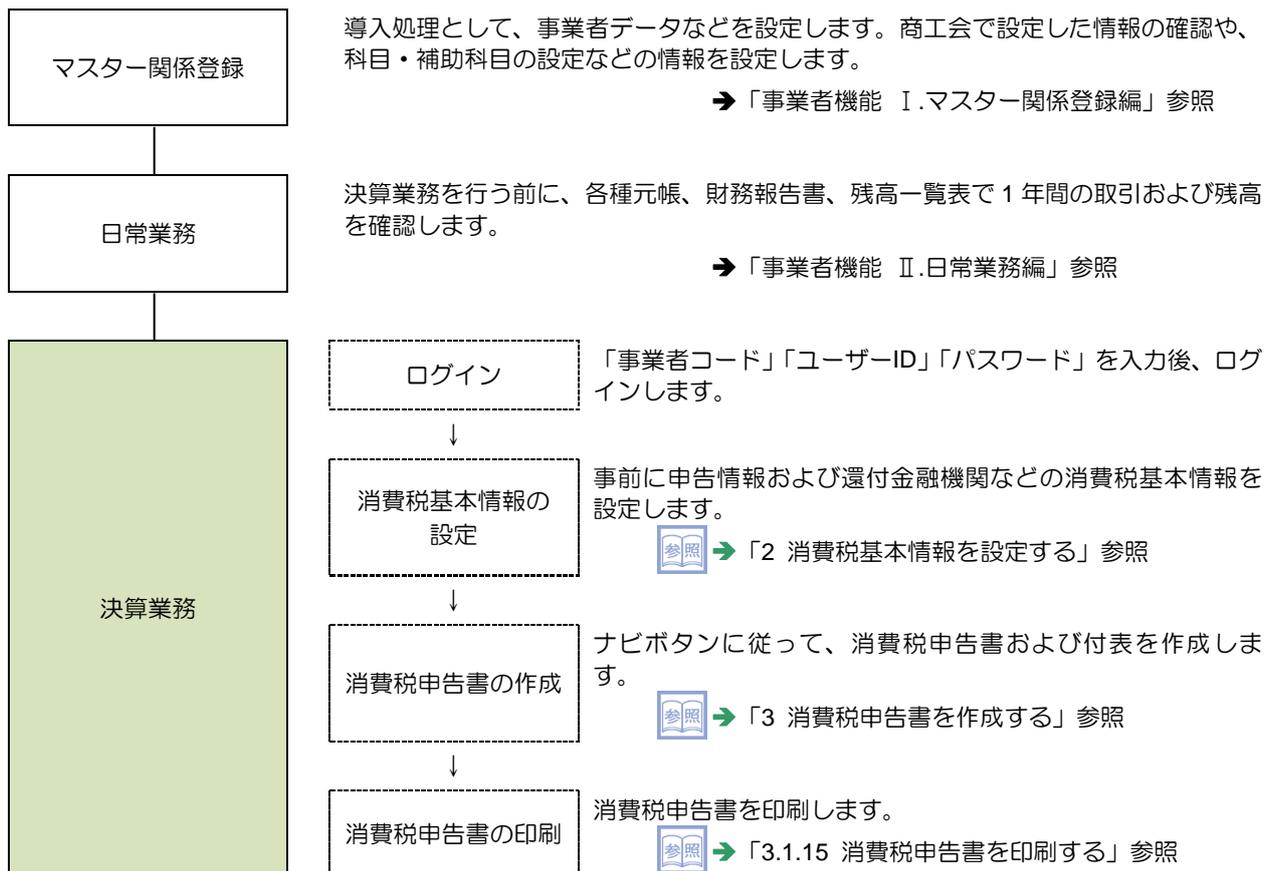
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。



1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する



- ① 端末のデスクトップ画面から、ブラウザを起動します。
- ② アドレス欄に指定されたアドレスを入力し **Enter** キーを押します。

1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。



ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、一定時間利用できなくなります。
至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。



- ① 『ネット de 記帳』の《Login》画面が表示されます。
- ② 事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。
初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。
仮パスワードの申請について→

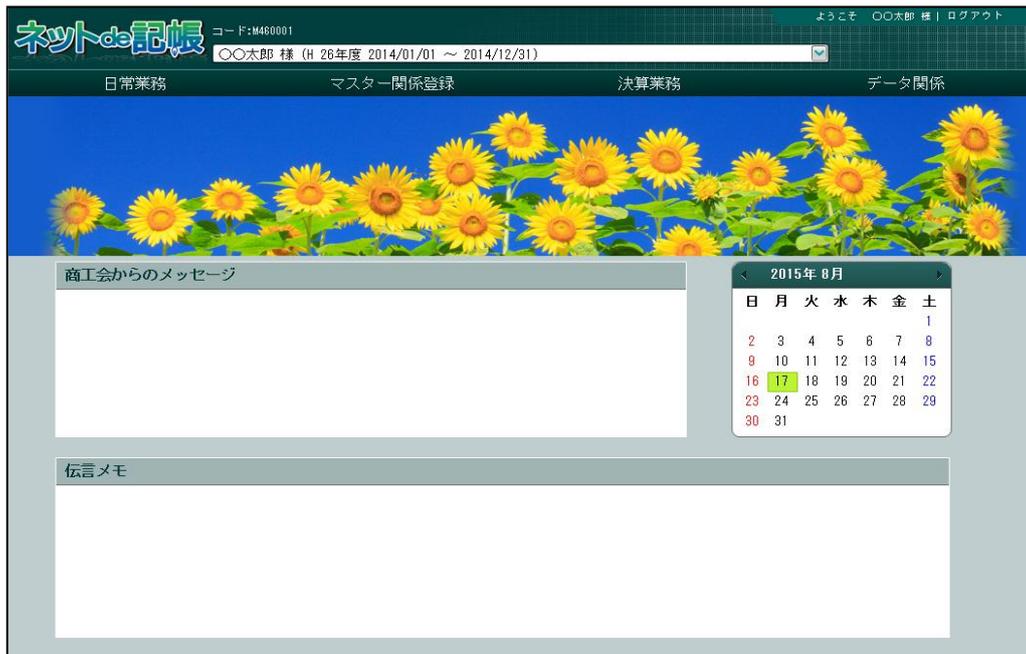
「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照

The screenshot shows the 'Login' page of the 'ネット de 記帳' system. It features three input fields: '事業者コード' (Business Code), 'ユーザーID' (User ID), and 'パスワード' (Password). The 'パスワード' field has a checkbox for '入力中のパスワードを表示する' (Show password while entering) and another for 'IDを保存' (Save ID). To the right of the input fields is a 'ログイン >>' button. Below the input fields, there are links for 'パスワード変更' (Change password), '仮パスワード申請' (Apply for temporary password), and '職員認証の画面へ' (Go to staff authentication screen). A 'メッセージ' (Message) area is located at the bottom of the form.

- ③ [ログイン] ボタンをクリックします。

This screenshot shows the same 'Login' page as the previous one, but with the 'ログイン >>' button highlighted by a red box. The input fields now contain sample data: '事業者コード' is '999000', 'ユーザーID' is '999001', and 'パスワード' is masked with asterisks. The 'パスワード' field also has the '入力中のパスワードを表示する' checkbox checked. The 'IDを保存' checkbox is unchecked. The 'メッセージ' area is empty.

④トップ画面が表示されます。



『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



[ログイン時の警告メッセージ](#)→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的パスワード変更を行う場合も同様の操作を行います。

[ログイン] ボタンの下の [パスワード変更] ボタンをクリックします。

[パスワード変更について](#)→

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照



1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



[事業者名・年度]

- 事業者の名称とデータの年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。

[ログインユーザー情報]

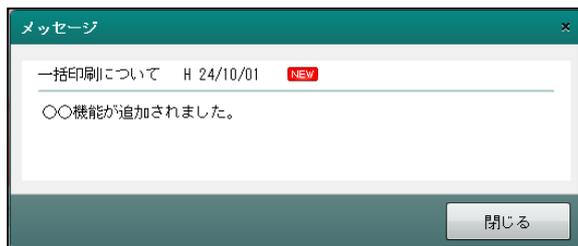
- 現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず [ログアウト] ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

- 『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

[商工会からのメッセージ]

- 商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。



[伝言メモ]

- 商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。

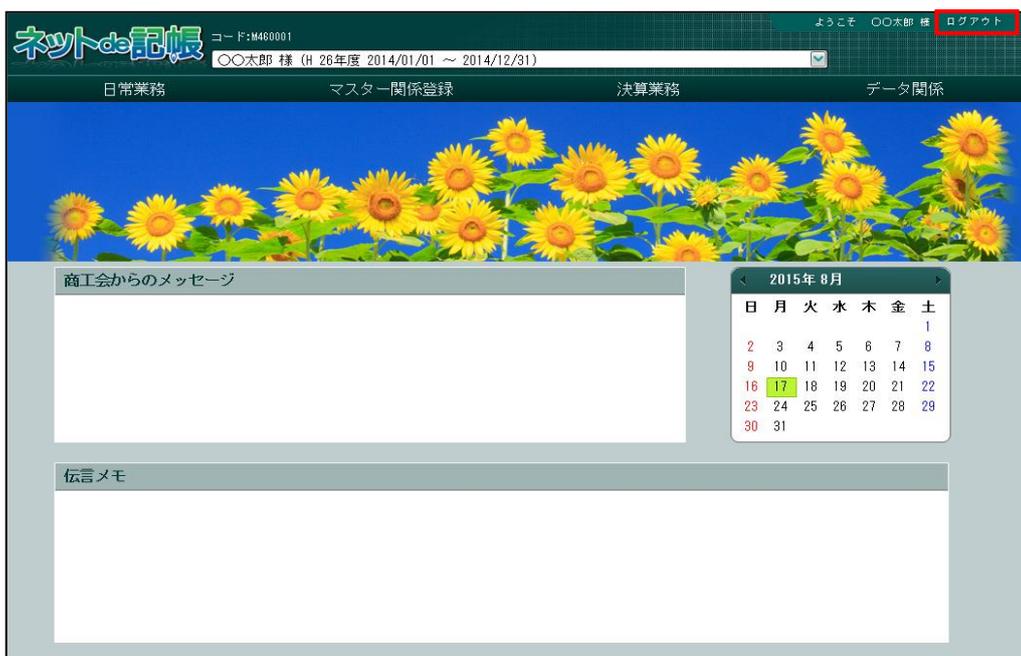


終了時操作の注意

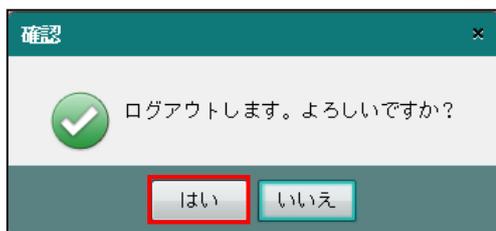
終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。
インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。



① 「ログアウト」をクリックします。



② ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③<<Login>>画面が表示されます。右上の [X] ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』が終了します。



1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。

アクティブメニュー
アプリケーション
ツールバー
ナビメニュー
タブ
表示・入力エリア

| 課税標準額 | 消費税率 | 課税額 |
|------------|------|-----------|
| 66,978,000 | 4.5% | 3,065,820 |
| 1,297,413 | 4.5% | 58,283.6 |
| 1,297,413 | 4.5% | 58,283.6 |
| 2,568,400 | 4.5% | 115,656.0 |

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[ナビボタン]

- ・クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。

[タブ]

- ・各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

- ・各タブで必要な項目を入力します。

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

| キー名称 | 操作 |
|--------------------------------|--|
| Enter キー・ Tab キー | 入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。 |
| Shift + Tab キー | 前の項目に戻ります。 |
| → キー | 次の項目へ進みます。 |
| ← キー | 前の項目に戻ります。 |
| PageUp PageDown | 《事業者情報取込》画面で基本情報および申告情報をスクロールします。 |
| マウスでクリック | クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。 |
| Ctrl + C キー | 選択した文字をコピーします。 |
| Ctrl + V キー | コピーした文字を貼りつけます。 |
| Ctrl + Enter キー | 次の入力項目に進みます。 |

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

『マイナンバー保管』の概要および詳細について➔

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

「マイナンバー連携権限」について➔

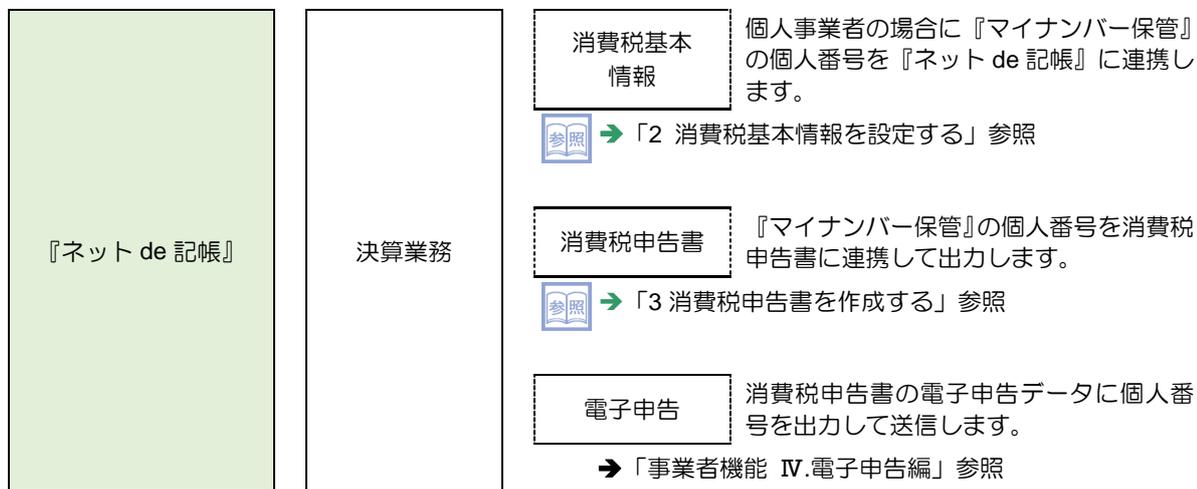
「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

特定個人情報を連携する流れについて→

『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

特定個人情報を扱うための条件→

『マイナンバー保管』 概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

●連携設定

- ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

●連携解除

- ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

●表示

- ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示することができます。
 - ・税理士ユーザーでログインした場合
 - ・事業者ユーザーでログインした場合

●印刷

- ・消費税申告書に個人番号を印刷します。

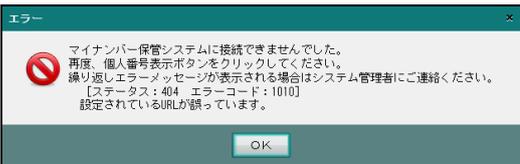
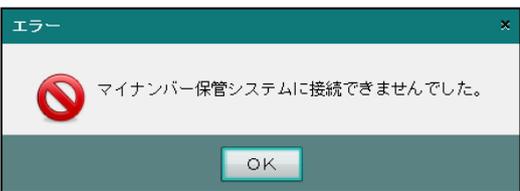
●電子申告

- ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

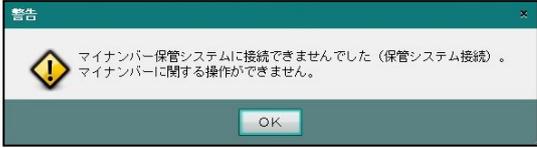
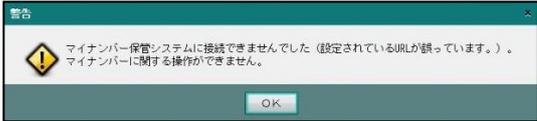
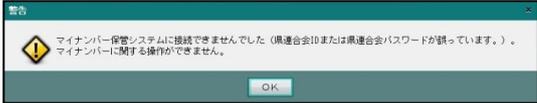
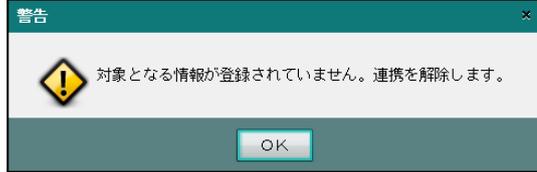
1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

| No. | メッセージ | 原因 | 対処方法 |
|-----|---|----------------------------|------------------------|
| 1 | <p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p> <p>再度、〇〇ボタンをクリックして(印刷処理を行って)ください。</p> <p>繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの〇〇には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携 ・解除 ・決定 ・個人番号表示 ・抽出 | ネットワークに負荷がかかっています。 | しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。 |
| | | ネットワークに接続されていません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| | | 『マイナンバー保管』のDB サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| 2 |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p> | 『マイナンバー保管』のAP サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| | | ネットワークに接続されていません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |

●警告メッセージ

| No. | メッセージ | 原因 | 対処方法 |
|-----|---|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1 |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p> | 『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| | | 『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| 2 |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p> | 『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| | | 『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| 3 |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p> | 『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。 | システム管理者へ問い合わせます。 |
| 4 |  <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p> | 連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。 | 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。 |
| 5 |  <p>対象となる情報が登録されていません。</p> | 連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。 | 個人番号を解除します。 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。 |



2

消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

2.1 消費税基本情報

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。

アクティブメニュー

アプリケーションツールバー

ガイドエリア

タブメニュー

入力エリア

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[タブメニュー]

- ・基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- ・項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

- ・入力する項目の説明が表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』で変更された事業者情報を取り込むことができます。

 → 「2.1.5 事業者情報を取り込む」参照

[税理士情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を取り込むことができます。
- ・[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.6 税理士情報を取り込む」参照

2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』を設定する手順について説明します。

手順 ①設定するタブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。

 [個人の消費税基本情報の設定内容→](#)

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）」参照

 [法人の消費税基本情報の設定内容→](#)

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

基本情報

法人区分 法人 個人

提出税務署 税務署長殿

名称又は屋号

名称 上段

下段

フリガナ

個人番号

個人番号

マイナンバー契約 税務支援 情報取得日 H 28/05/30

代表者

代表者氏名

フリガナ

生年月日 和暦 西暦

郵便番号 -

代表者住所

電話番号 - -

経理担当者氏名

[法人区分]

- ・法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- ・[税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスプローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスプローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン➡

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称 上段]

- ・名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称 下段]

- ・名称または屋号が上段で収まらない場合に全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- ・名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- ・[個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号]、[連携] ボタン、[解除] ボタンおよび ボタンの表示状態が異なります。

[連携] ボタン

- 個人番号が連携されていない場合、[連携] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

[解除] ボタン

- 個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#) → 「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

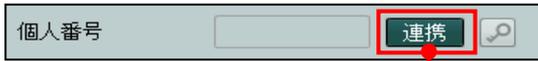
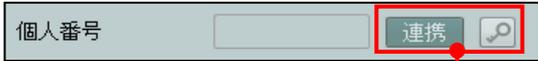
 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#) →

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末 | 個人番号欄の表示状態 |
|----------------|---------------------|----------|---|
| 税務支援 | あり | 登録済み端末 | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。</p>  <p>操作可能</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [解除] ボタンおよび  ボタンが操作できます。</p>  <p>操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p>操作可能</p> |
| 税務支援 | あり | 登録済み端末以外 | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p>操作不可</p> |
| 税務支援 | なし | 登録済み端末 | <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  <p>操作不可</p> |
| 税務支援以外 | - | - | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  |

[マイナンバー契約]

- [マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- 「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- 代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- 代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- 代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- 経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、《消費税基本情報》画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。

| 氏名 | 生年月日 |
|-------|------------|
| 〇〇 太郎 | S 57/01/01 |
| | |
| | |
| | |
| | |

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



個人番号 ***** 解除 

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。
⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名が一致しない場合

ネットde記帳

コード: M460001

ようこそ ○○太郎 様 | ログアウト

○×太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税基本情報

事業者情報取込

基本情報

申告情報

還付金融機関等

作成税理士情報

基本情報

法人区分 法人 個人

提出税務署 01111 税務署検索 四谷 税務署長殿

名称又は屋号

名称 上段 ○○商店

下段

フリガナ

フリガナ 株式会社

個人番号

個人番号

連携

マイナンバー契約 税務支援 情報取得日 H 28/05/30

代表者

代表者氏名 ○○○ 太郎

フリガナ 株式会社

生年月日 和暦 西暦 S 57/01/01

郵便番号 160 - 0004 検索

代表者住所 東京都新宿区四谷○-○-○ △ビル1F

電話番号 03 - 3000 - 0000

経理担当者氏名

更新 キャンセル

税務署 (番番号)

提出税務署の番番号を入力します。
[税務署検索] ボタンをクリックすると、一覧から税務署を選択できます。



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

個人データ連携

氏名 ○○○ 太郎

生年月日 S 57/01/01

氏名 生年月日

| | |
|--------|------------|
| ○○○ 太郎 | S 57/01/01 |
| ○○○ 幸子 | S 37/11/29 |
| ○○ 健太 | S 57/09/20 |

決定 キャンセル

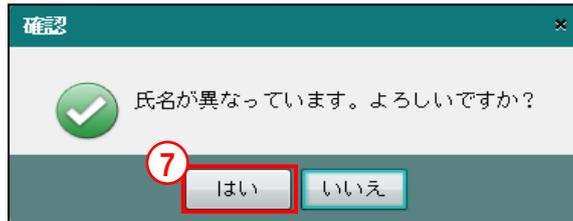
ヘッダー

一覧

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

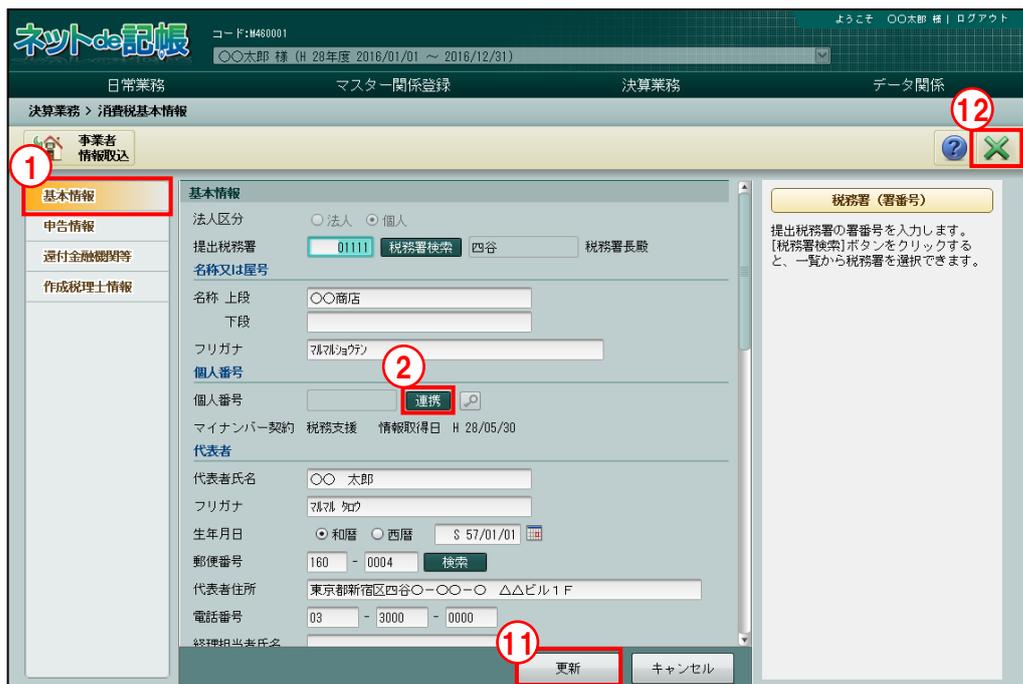
⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(3) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の生年月日が一致しない場合

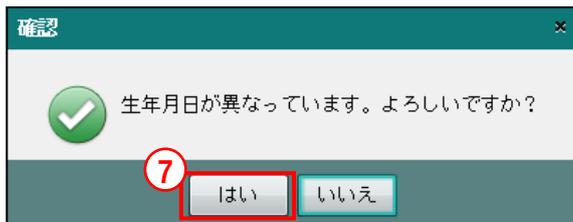


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



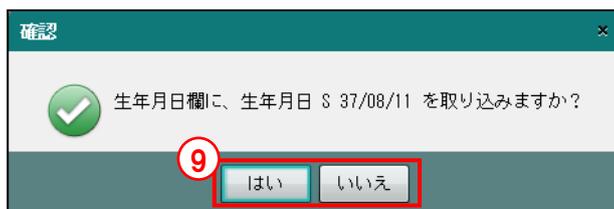
- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

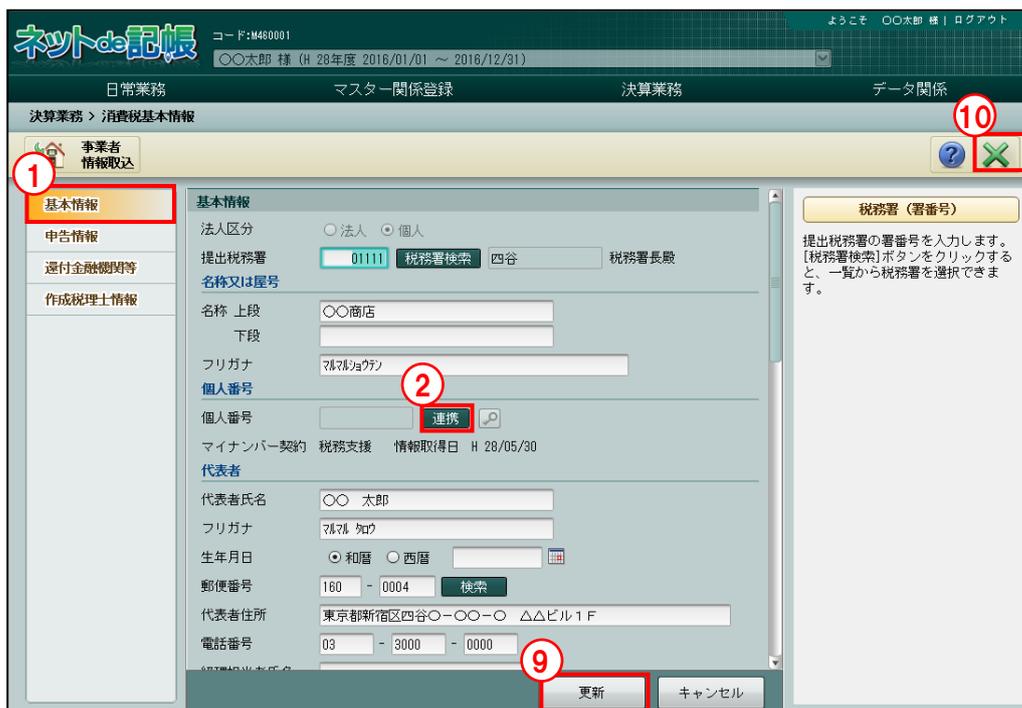
⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



⑪ [更新] ボタンをクリックします。

⑫ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合

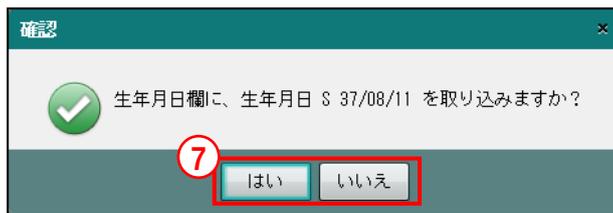


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



- ⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- ⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



- ⑨ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。

| 氏名 | 生年月日 |
|----|----------|
| 太郎 | 57/01/01 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- ④ [基本情報] タブの [個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態が表示されます。

- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

●納税地

[郵便番号]

- ・上3桁+下4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後[検索]ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- ・納税地の住所を全角20文字以内で入力します。

[納税地下段]

- ・納税地上段で収まらない場合に全角20文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・納税地の住所のフリガナを半角80文字以内で入力します。
- ・納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- ・納税地の電話番号を半角で入力します。

●税務署処理欄

[所管]

- ・半角2文字以内で入力します。

[要否]

- ・半角2文字以内で入力します。

[整理番号]

- ・半角8文字以内で入力します。

●付記事項

[割賦基準の適用]

- ・割賦基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[延払基準等の適用]

- 延払基準等の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- 工事進行基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- 現金主義会計の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ

[還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

● [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合

The screenshot shows a web form with a sidebar on the left containing '基本情報', '申告情報', '還付金融機関等' (highlighted with a red box), and '作成税理士情報'. The main form area is titled '還付金融機関等' and includes a note: '※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。' Below this, the '金融機関区分' (Financial Institution Type) is set to '銀行等' (Bank) with a radio button. Other fields include '金融機関名' (Financial Institution Name), '本支店名' (Branch Name), '預金種類' (Deposit Type), and '口座番号' (Account Number).

[金融機関名]

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

[本支店名]

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

[預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

[口座番号]

- 預金の口座番号を 10 桁以内で入力します。

● [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

The screenshot shows the same web form as above, but with the '金融機関区分' (Financial Institution Type) set to '郵便局・ゆうちょ銀行' (Post Office/Yucho Bank) with a radio button. The '金融機関名' (Financial Institution Name) field is now empty, and the '貯金記号番号' (Deposit Code Number) field is visible below it.

[郵便局名]

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

[貯金記号番号]

- 貯金の記号番号を半角 5 桁+8 桁以内で入力します。

2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

[付記名称]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- 付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[税理士名]

- 税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- 税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[事務所郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

[事務所所在地]

- 税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 税理士の電話番号を半角で入力します。

[税理士法第 30 条の書面提出有]

- 税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

[税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。

2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.3.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。



[\[基本情報\] タブについて](#) → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

| | |
|-------------|--|
| 基本情報 | 基本情報 |
| 申告情報 | 法人区分 <input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人 |
| 還付金融機関等 | 提出税務署 <input type="text" value="01111"/> <input type="button" value="税務署検索"/> 四谷 税務署長殿 |
| 作成税理士情報 | 名称又は屋号 |
| | 名称 上段 <input type="text" value="株式会社〇〇商事"/> |
| | 下段 <input type="text"/> |
| | フリガナ <input type="text" value="カシワバ"/> |
| | 法人番号 |
| | 法人番号 <input type="text"/> 国税庁法人番号公表サイト |
| | 代表者 |
| | 代表者氏名 <input type="text" value="△△ 太郎"/> |
| | フリガナ <input type="text" value="カシワバ カ"/> |
| | 郵便番号 <input type="text" value="160"/> - <input type="text" value="0004"/> <input type="button" value="検索"/> |
| | 代表者住所 <input type="text" value="東京都新宿区四谷〇-〇-〇 〇〇ビル3F"/> |
| | 電話番号 <input type="text" value="99"/> - <input type="text" value="9999"/> - <input type="text" value="9999"/> |
| | 経理担当者氏名 <input type="text" value="〇〇 一郎"/> |

[法人番号]

- 法人番号を半角数字 13 桁で入力します。
- 法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- [法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。

2.1.3.2 [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。



[\[申告情報\] タブについて](#) → 「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照

| | |
|-------------|--|
| 基本情報 | 申告情報 |
| 申告情報 | 納税地 |
| 還付金融機関等 | 郵便番号 <input type="text" value="160"/> - <input type="text" value="0004"/> <input type="button" value="検索"/> |
| 作成税理士情報 | 納税地 上段 <input type="text" value="東京都新宿区四谷〇-〇-〇"/> |
| | 下段 <input type="text"/> |
| | フリガナ <input type="text" value="トキオ外シブギョウカブシヅキ-カシワバ"/> |
| | 電話番号 <input type="text" value="99"/> - <input type="text" value="9999"/> - <input type="text" value="9999"/> |
| | 税務署処理欄 |
| | 所管 <input type="checkbox"/> 要否 <input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="text" value="12345678"/> |
| | 付記事項 |
| | 割賦基準の適用 <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| | 延払基準等の適用 <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| | 工事進行基準の適用 <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| | 現金主義会計の適用 <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |

2.1.3.3 「還付金融機関等」タブ

個人の「還付金融機関等」タブの詳細と同様です。



[「還付金融機関等」タブについて→](#)

「2.1.2.5 「還付金融機関等」タブ」参照

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 基本情報 申告情報 <li style="border: 2px solid red;">還付金融機関等 作成税理士情報 | <p>還付金融機関等</p> <p>※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。</p> <p>金融機関区分 <input checked="" type="radio"/> 銀行等 <input type="radio"/> 郵便局・ゆうちょ銀行</p> <p>金融機関名 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>本支店名 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>預金種類 <input type="text"/> 預金名 <input type="text"/></p> <p>口座番号 <input type="text"/></p> |
|---|---|

2.1.3.4 「作成税理士情報」タブ

個人の「作成税理士情報」タブの詳細と同様です。



[「作成税理士情報」タブについて→](#)

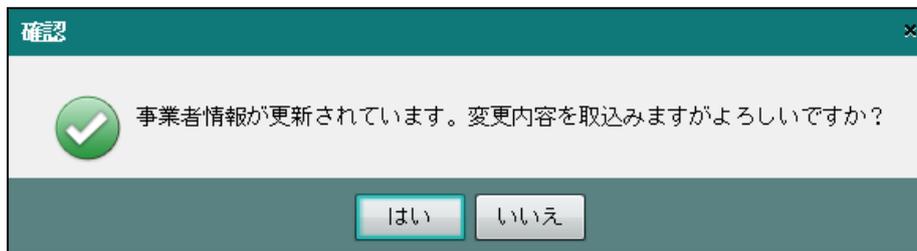
「2.1.2.6 「作成税理士情報」タブ」参照

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 基本情報 申告情報 還付金融機関等 <li style="border: 2px solid red;">作成税理士情報 | <p>本支店名 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>預金種類 <input type="text"/> 預金名 <input type="text"/></p> <p>口座番号 <input type="text"/></p> <p>作成税理士情報</p> <p>付記名称 <input type="text"/></p> <p>フリガナ <input type="text"/></p> <p>税理士名 <input type="text"/></p> <p>フリガナ <input type="text"/></p> <p>事務所郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>事務所所在地 <input type="text"/></p> <p>電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/></p> <p><input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有</p> <p><input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有</p> |
|---|---|

2.1.4 『消費税基本情報』 起動時に表示されるメッセージ

『消費税基本情報』の初回起動時に表示されるメッセージについて説明します。

- 『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報が変更されていると、次のメッセージが表示されます。



- 〔はい〕 ボタンをクリックすると、《事業者情報取込》画面が表示されます。
- 操作については、[事業者情報取込] ボタンをクリックした時と同様です。

 → 「2.1.5 事業者情報を取り込む」参照

『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報の項目

| タブ名 | 項目名 | 個人 | 法人 |
|------|----------|----|----|
| 基本情報 | 法人区分 | ○ | ○ |
| | 提出税務署 | ○ | ○ |
| | 名称又は屋号 | ○ | ○ |
| | 名称又は屋号カナ | ○ | ○ |
| | 法人番号 | — | ○ |
| | 個人番号 | ○ | — |
| | 代表者氏名 | ○ | ○ |
| | 代表者氏名カナ | ○ | ○ |
| | 生年月日 | ○ | — |
| | 代表者郵便番号 | ○ | ○ |
| | 代表者住所 | ○ | ○ |
| | 代表者電話番号 | ○ | ○ |
| | 経理担当者氏名 | ○ | ○ |
| 申告情報 | 納税地郵便番号 | ○ | ○ |
| | 納税地 | ○ | ○ |
| | 納税地フリガナ | ○ | ○ |
| | 納税地電話番号 | ○ | ○ |
| | 整理番号 | ○ | ○ |

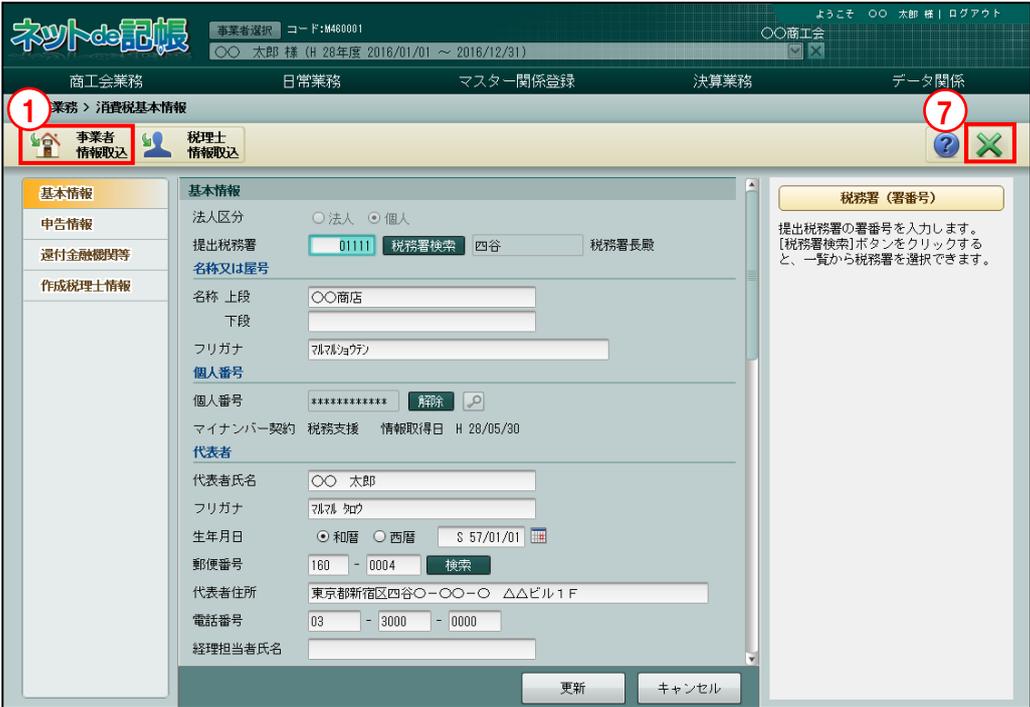
2.1.5 事業者情報を取り込む

『決算業務』 > 『消費税基本情報』 > 『事業者情報取込』

『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 で変更された事業者情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに反映されます。

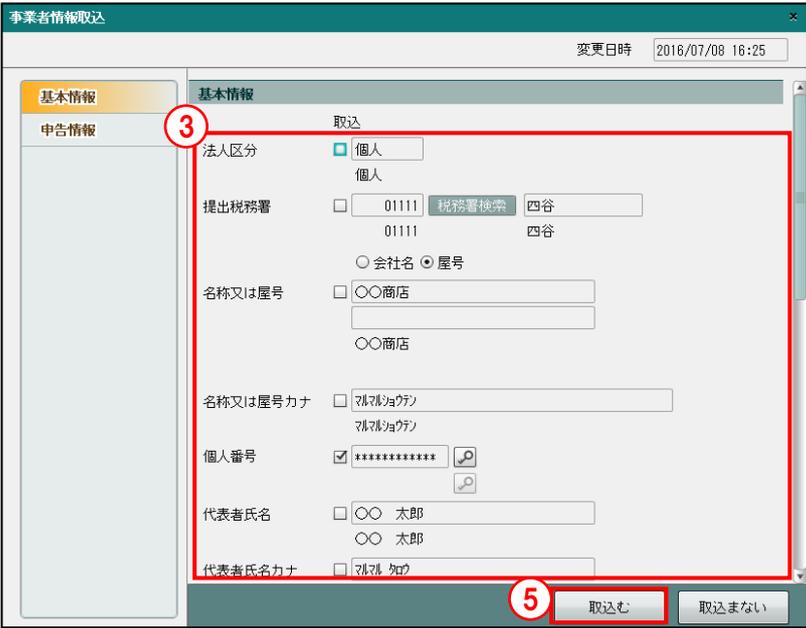
 『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報→

「2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ」参照



手順 ① [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

② ≪事業者情報取込≫画面が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブで登録済みの内容が表示されます。



- ③上段と下段の内容に差異がある項目には、チェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ④取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『事業者情報登録』には反映されません。
- ⑤ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑥取り込まれた内容が [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに表示されます。
- ⑦ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

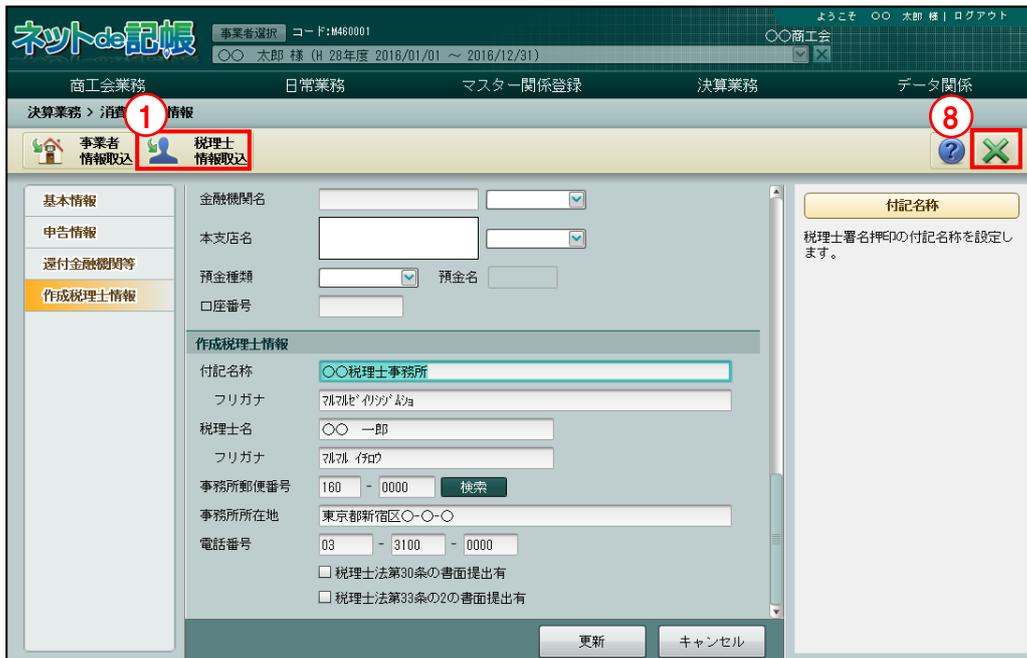
2.1.6 税理士情報を取り込む

『決算業務』 > 『消費税基本情報』 > 『税理士情報取込』

『商工会業務』 > 『ユーザー情報登録』 で変更された税理士情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』 > [作成税理士情報] タブに反映されます。

[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照




① [税理士情報取込] ボタンをクリックします。

② ≪税理士情報取込≫画面で、取り込みを行う税理士をリストから選択します。



- ③ 選択した税理士の情報が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『ユーザー情報情報』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』> [作成税理士情報] タブで登録済みの内容が表示されます。
- ④ すべての項目にチェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ⑤ 取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『ユーザー情報登録』には反映されません。
- ⑥ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑦ 取り込まれた内容が [作成税理士情報] タブに表示されます。

決算業務 > 消費税基本情報

事業者 情報取込 | 税理士 情報取込

基本情報 | 申告情報 | 還付金融機関等 | **作成税理士情報**

金融機関名 [] []

本店名 [] []

預金種類 [] 預金名 []

口座番号 []

作成税理士情報

付記名称 税理士事務所

フリガナ ねりしとていじやうじや

税理士名 花子

フリガナ ねりし けいこ

事務所郵便番号 160 - 0000 検索

事務所所在地 東京都新宿区〇-〇-〇

電話番号 03 - 3100 - 0000

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

付記名称

税理士署名押印の付記名称を設定します。

更新 | キャンセル

- ⑧ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。



3

消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

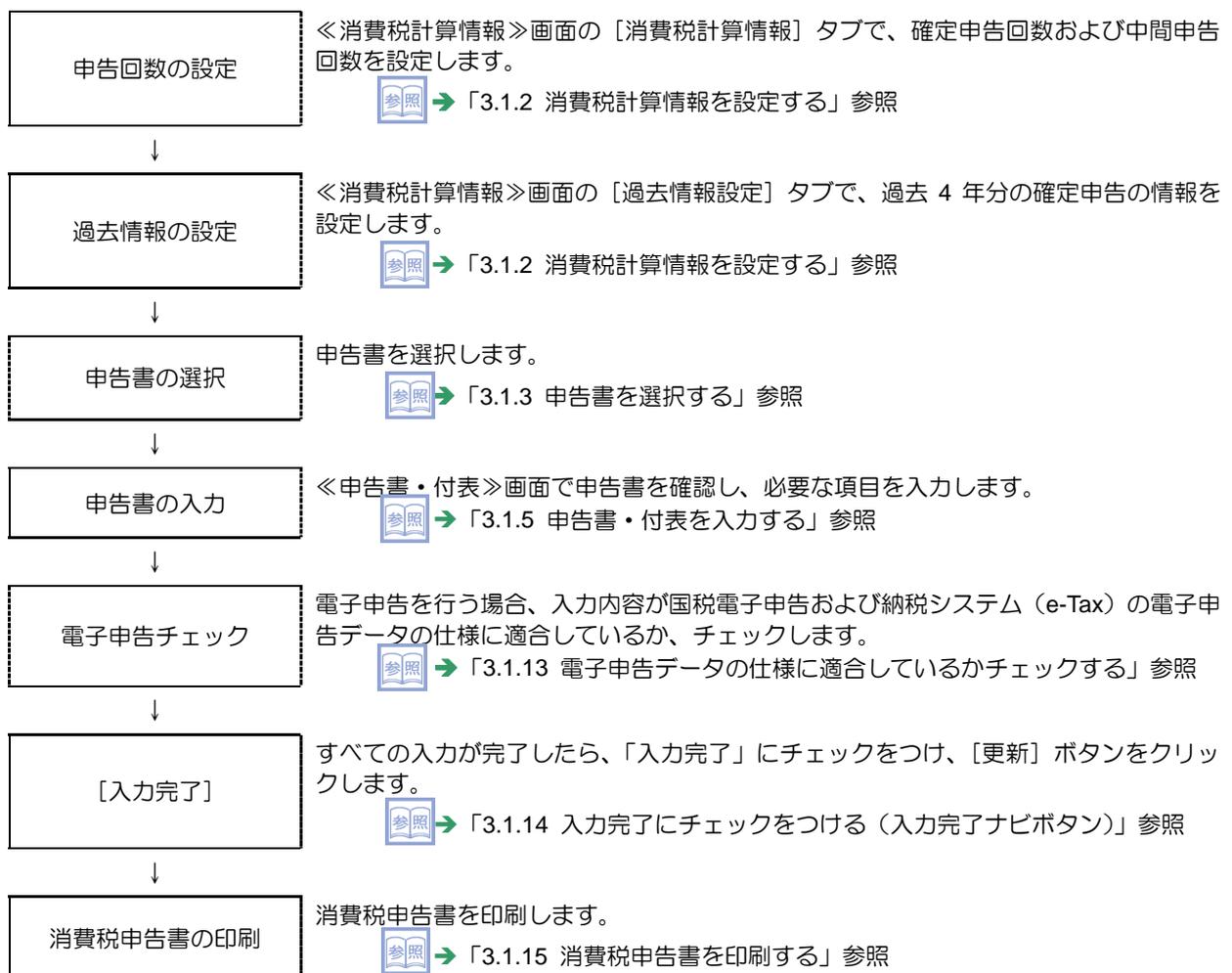
「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

3.1 消費税申告書

申告書の作成に必要な情報を設定します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。

3.1.1 消費税申告書作成の流れ

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。



3.1.2 消費税計算情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



- 手順**
- ① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。
 - ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。
 → 「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照
 → 「3.1.2.2 [過去情報設定] タブ」参照
 - ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。
 - ④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。

[消費税区分]

- ・免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- ・消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[税処理区分]

- ・税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- ・税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[外税売上の税額計算区分]

- ・売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

期間方式

入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額を求め課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式

入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式は、「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

[仕入の税額計算区分]

- 仕入控除税額の計算区分を選択します。

期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

積上方式 1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額 $\times 6.3 \div 108$ （または $\times 4 \div 105$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

積上方式 2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

[控除税額の計算区分]

- 「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- 分子、分母とも 12 桁以内で入力します。
- 「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- 簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- 『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>「事業者区分」で「個人」を選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』> [消費税情報] タブの「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。

 → 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

[確定申告回数]

- 「年 1 回」「年 4 回（3 か月）」「年 12 回（1 か月）」から選択します。

[中間申告回数]

- 「なし」「年 1 回（6 か月）」「年 3 回（3 か月）」「年 11 回（1 か月）」から選択します。
- 確定申告回数が「年 1 回」の場合のみ設定することができます。
- 「なし」以外を選択した場合は、[申告書選択] ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

[任意（年 1 回）]

- 任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- 任意（年 1 回）にチェックをつけた場合は、[自動設定] ボタンは使用できません。



任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が 48 万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合は、平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間より適用されます。

3.1.2.2 [過去情報設定] タブ

『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『過去情報設定』

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。

次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて[更新] ボタンをクリックすると反映されます。

| 課税期間 | 今期 | 前期 | 前々期 | 3期前 | 4期前 |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 H 28.01.01 至 H 28.12.31 | 自 H 27.01.01 至 H 27.12.31 | 自 H 26.01.01 至 H 26.12.31 | 自 H 25.01.01 至 H 25.12.31 | 自 H 24.01.01 至 H 24.12.31 |
| 消費税計算 | | | | | |
| 課税売上高 (課税売上割合の分子) | 28,000,000 | 25,000,000 | 25,000,000 | 22,000,000 | |
| ※消費税申告書の15 | | 51,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 非課税資産の輸出等の金額 | | | | | |
| 基準期間の課税売上高 | | 51,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額 | | | | | |
| 資産の譲渡等の対価の額 (課税売上割合分母) | | | | | |
| ※原則課税の消費税申告書16 | | | | | |
| 納税消費税額 | | | | | |
| 納税消費税額 (内国税分) | | | | | |

【今期欄について】
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

[課税期間]

- ・会計期間が表示されます。

[消費税計算]

- ・「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- ・今期欄には[消費税計算情報] タブの「消費税区分」が表示されます。

[課税売上高 (課税売上割合の分子) 上期] (前期)

- ・上期 (課税期間の開始から6か月間) の課税売上高を入力します。

[課税売上高 (課税売上割合の分子) 年間] (前々期・前期)

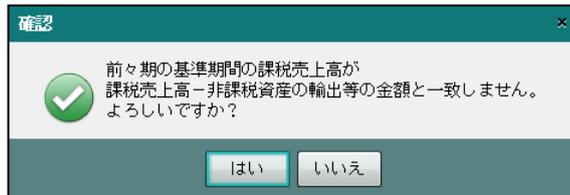
- ・前々期、前期の消費税申告書 (一般用) における⑮「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書 (簡易課税用) における⑮「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

[非課税資産の輸出等の金額]

- ・「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額 (内国税分)] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する

『決算業務』 > 『消費税計算情報』 > 『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。

The screenshot shows the '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) screen in the 'ネットde記帳' (Net de Keicho) software. The '自動設定' (Automatic Setting) button is highlighted with a red circle and the number 1. The '確定申告回数' (Final Declaration Frequency) is set to '年1回' (1 time per year), and the '中間申告回数' (Intermediate Declaration Frequency) is set to '年1回(6か月)' (1 time per year, 6 months), both highlighted with a red circle and the number 3.



① [自動設定] ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

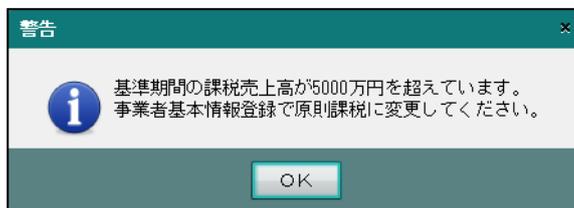
The confirmation dialog box titled '確認' (Confirmation) displays the following message: '申告区分明細の再生成を行います。申告データがすべて削除されますがよろしいですか?' (We will regenerate the declaration category details. Are you sure you want to delete all declaration data?). The 'はい' (Yes) button is highlighted with a red box.

③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時または [X] ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定されないため、年換算して判断してください。

3.1.3 申告書を選択する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』

中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。

② 作成または確認を行う申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



→ 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

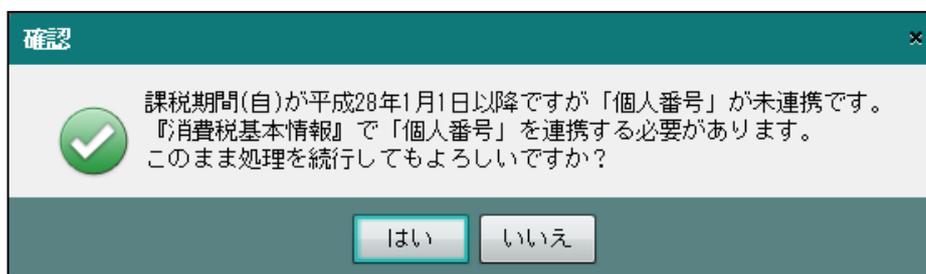
④ <<申告書・付表>>画面が表示されます。続けて、申告書の入力を行います。



→ 「3.1.5 申告書・付表を入力する」参照

3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で[選択] ボタンをクリックしたとき、『マイナンバー保管』を利用して
いる事業者の個人番号が未連携の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に個人番号を出力する場合

- 確認メッセージで[いいえ] ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
- 『決算業務』 > 『消費税基本情報』で個人番号を連携します。連携後、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

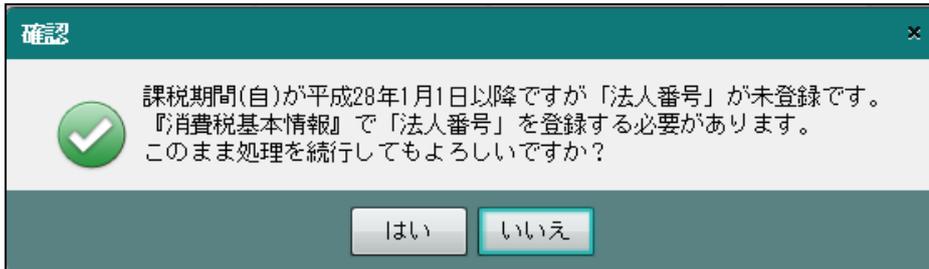
 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に個人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで[はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
- 個人番号を連携しない場合、消費税申告書に個人番号を出力することはできません。

3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で [選択] ボタンをクリックしたとき、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者で法人番号が未登録の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に法人番号を出力する場合

- 確認メッセージで [いいえ] ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
- 『決算業務』 > 『消費税基本情報』で法人番号を登録します。登録後、消費税申告書に法人番号を出力することができます。

 [法人番号の登録について](#) → 「2.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に法人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで [はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
- 法人番号を登録しない場合、消費税申告書に法人番号を出力することはできません。

3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』 > 『集計期間変更』

仕訳データの集計期間を短縮する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の課税期間が指定された集計終了月に変更されます。

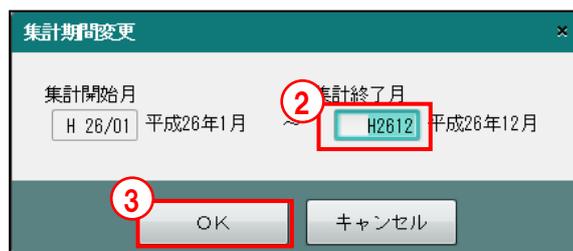
「入力完了」済みの場合、集計期間は短縮できません。



手順 ① [集計期間変更] ボタンをクリックします。

→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

②集計終了月を変更します。



③ [OK] ボタンをクリックします。

→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

④確定申告書の集計終了月が、指定された集計終了月に変更されます。



集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算月（81～83月）を含めて集計されます。

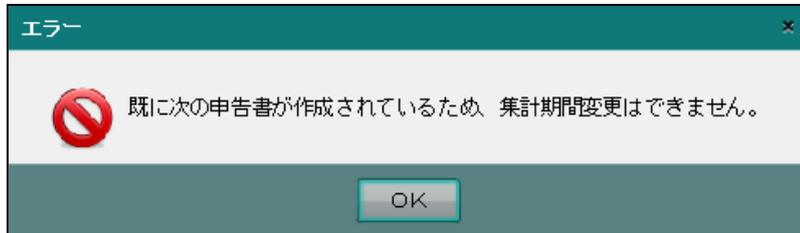
集計終了月に決算の月度を指定すると、決算月（91～93月）を含めて集計されます。

3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合

集計期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

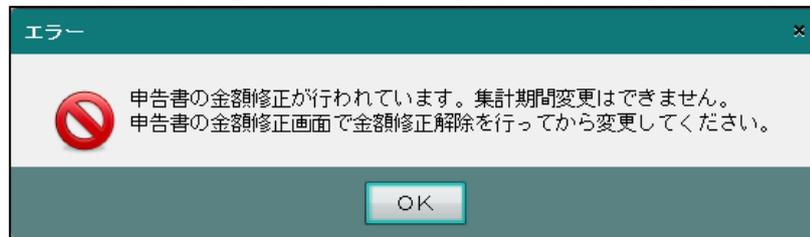
●すでに次の申告書が作成されている場合

- ・ [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・ 申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



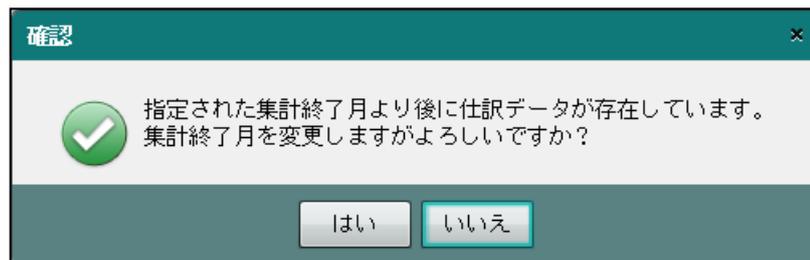
●集計期間を短縮する申告書で金額修正がされている場合

- ・ [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・ 『金額修正解除』を行ってから、再度集計期間の変更を行います。



●集計終了月より後に仕訳データがある場合

- ・ 集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・ [はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、集計終了月は変更されません。



3.1.5 申告書・付表を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』

≪申告書・付表≫画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。申告書を入力する手順について説明します。タブの切り替え時または [X] ボタンをクリックした時、入力した内容で更新されます。

原則課税の場合



① ≪申告書選択≫画面の [選択] ボタンをクリックすると、≪申告書・付表≫画面が表示されます。

[メッセージが表示された場合→](#)

「3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ」参照

[簡便法の計算をする場合→](#) 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

② 必要に応じて、[申告書（一般）]、[付表2] [還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 1/2] の各タブで該当箇所を入力します。

③ 各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。

[電子申告データのチェックについて→](#)

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ [入力完了] ナビボタンをクリックし、≪入力完了≫画面を表示します。続けて、入力完了処理を行います。

[入力完了を行う→](#)

「3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

3.1.5.1 詳細説明

《申告書・付表》画面の詳細について説明します。

[個人番号]

- 個人番号は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号] および  ボタンの表示状態が異なります。

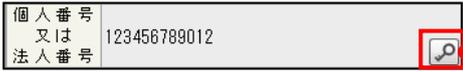
 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

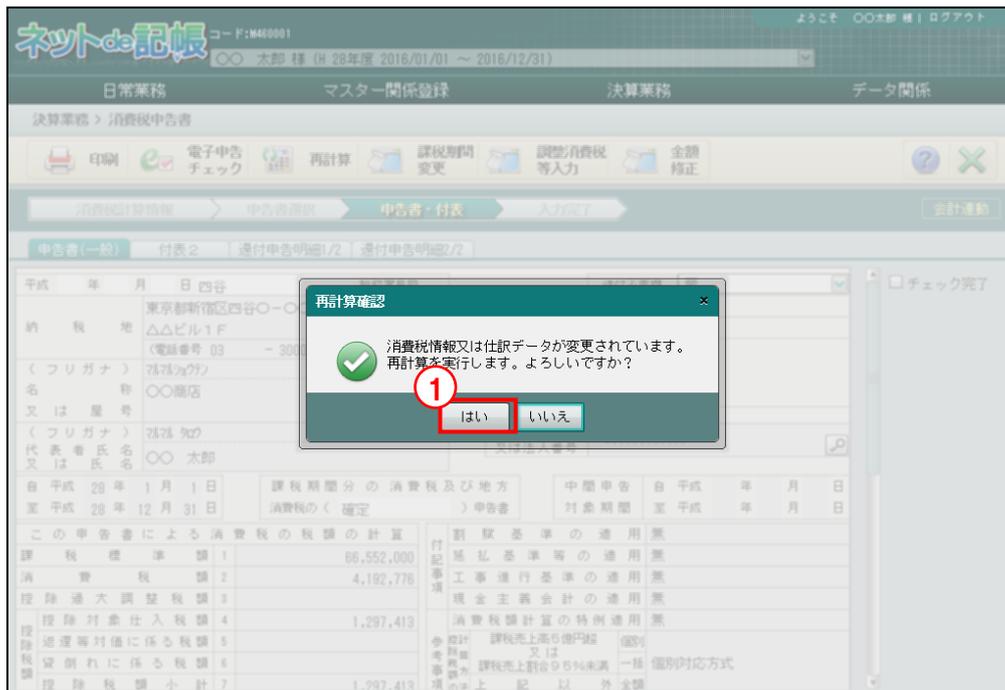
| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末 | 個人番号欄の表示状態 |
|----------------|---------------------|----------|--|
| 税務支援 | あり | 登録済み端末 | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。</p>  <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  |
| 税務支援 | あり | 登録済み端末以外 | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  |
| 税務支援 | なし | 登録済み端末 | <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  |
| 税務支援以外 | - | - | <p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  |

3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ

《申告書・付表》ナビボタンをクリックしたときに表示される、再計算の確認メッセージについて説明します。

●再計算のメッセージが表示される項目

- ・『消費税基本情報』の設定内容を変更した場合
- ・仕訳帳などで仕訳を変更した場合
- ・[消費税計算情報] タブで区分等を変更した場合
- ・[過去情報設定] タブで前期・前々期の「基準期間の課税売上高」「資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母）」を変更した場合

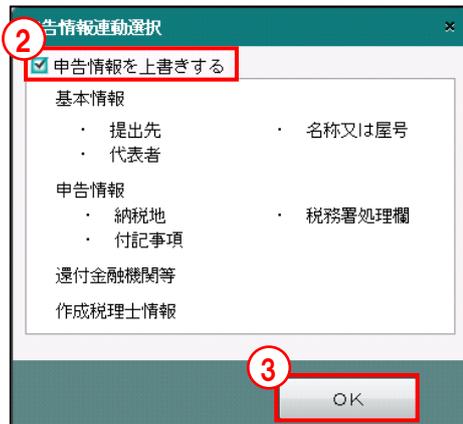


①再計算の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



【いいえ】を選択した場合→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

②《申告情報連動選択》画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.5.3 簡便法の計算について

[消費税計算情報] タブ> 「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、≪申告書・付表≫画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

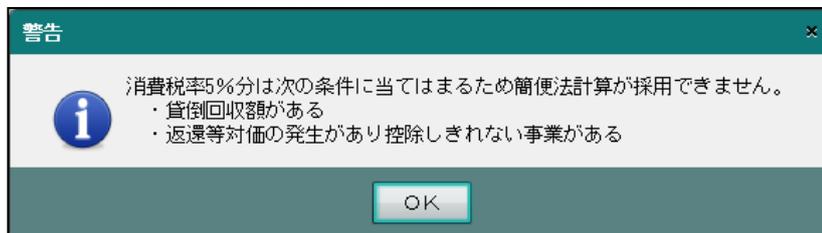


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

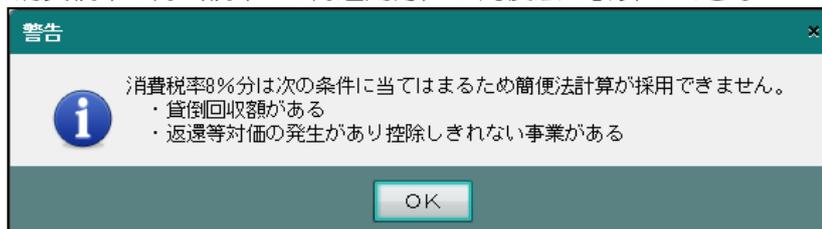


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

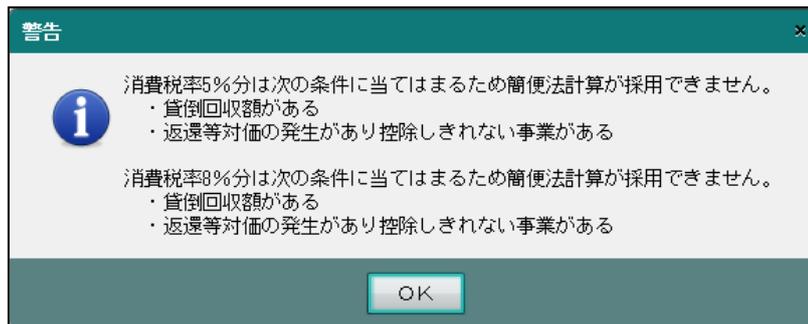
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない



- 消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない



3.1.6 申告書を再計算する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『再計算』
申告書を再計算する手順について説明します。

The screenshot shows the 'Net de Keicho' software interface. At the top, there are navigation tabs: '日常業務', 'マスター関係登録', '決算業務', and 'データ関係'. Below these is a menu bar with buttons for '印刷', '電子申告チェック', '再計算', '課税別開変更', '調整消費税等入力', and '金額修正'. The '再計算' button is highlighted with a red box and a circled '1'. Below the menu bar, there are tabs for '消費税計算情報', '申告書選択', '申告書・付表', and '入力完了'. The main area displays a form for tax reporting, including fields for '納税地', 'フリガナ', '代表者氏名', '課税期間', and a table of tax calculations.



- ① [再計算] ボタンをクリックします。
- ② 次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

The screenshot shows a confirmation dialog box titled '確認'. It contains a green checkmark icon and the text '再計算処理を行います。よろしいですか?'. Below the text are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). The 'はい' button is highlighted with a red box and a circled '2'.

- ③ ≪申告情報連動選択≫画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。

The screenshot shows a dialog box titled '申告情報連動選択'. It has a checked checkbox for '申告情報を上書きする'. Below this are sections for '基本情報', '申告情報', '還付金融機関等', and '作成税理士情報'. The 'OK' button at the bottom is highlighted with a red box and a circled '4'.

- ④ [OK] ボタンをクリックします。
- ⑤ 再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



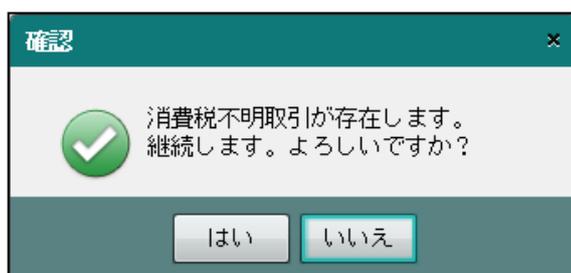
→ 「3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合」参照

簡便法の計算をする場合 → 「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

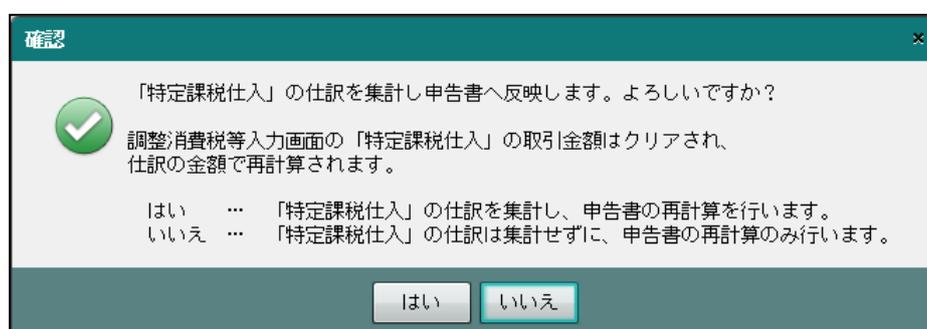
3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合

申告書の再計算時に表示されるエラーメッセージについて説明します。

- 仕訳データに消費税コード「99：不明」の仕訳がある場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・[はい] ボタンをクリックすると、消費税コード「99：不明」の仕訳を除いて再計算が行われます。
 - ・[いいえ] ボタンをクリックすると再計算は行われません。仕訳を確認し消費税コードを修正してください。



- 特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・[はい] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳が集計され申告書に反映されます。
 - ・[いいえ] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳は集計されません。



特定課税仕入用の固定摘要設定について→

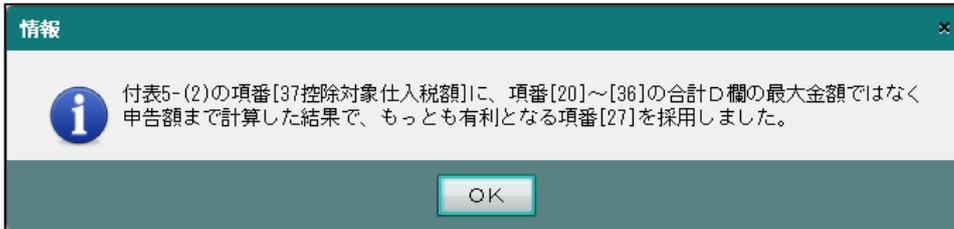
「事業者機能 I. マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

3.1.6.2 付表 5- (2) の計算について

通常、付表 5- (2) の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番 (20) ～ (36) の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理の実行後または金額修正の [更新] ボタン押下時に、次のメッセージが表示されます。



3.1.7 課税期間を変更する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『課税期間変更』

課税期間を変更する手順を説明します。中間申告書の場合は使用できません。

The screenshot shows the 'Net de Keicho' software interface. At the top, there are navigation tabs: '日常業務', 'マスター関係登録', '決算業務', and 'データ関係'. Below these is a toolbar with several icons. The '課税期間変更' (Change Tax Period) icon, which depicts a document with a pencil, is highlighted with a red circle and the number '1'. Other icons include '印刷' (Print), '電子申告チェック' (Electronic Declaration Check), '再計算' (Recalculate), '調整消費税等入力' (Adjust Input of Consumption Tax, etc.), and '金額修正' (Amount Correction). Below the toolbar, there are tabs for '消費税込計算情報', '申告書選択', '申告書・付表', and '入力完了'. The main area displays a form for tax declaration details, including fields for '納税地' (Taxation Area), 'フリガナ' (Kana), '代表者氏名' (Representative Name), and '課税期間' (Tax Period).



① [課税期間変更] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合」参照

②課税期間を変更します。課税期間は集計期間の範囲内で変更します。課税期間は集計期間と異なる月数に変更できません。

The screenshot shows a dialog box titled '課税期間変更' (Change Tax Period). It contains two date selection fields: '自平成 26年 1月 1日' (From Heisei 26, Jan 1) and '至平成 26年 12月 31日' (To Heisei 26, Dec 31). Both fields are highlighted with a red box and the number '2'. At the bottom of the dialog, there are two buttons: 'OK' and 'キャンセル' (Cancel). The 'OK' button is highlighted with a red box and the number '3'.

③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。



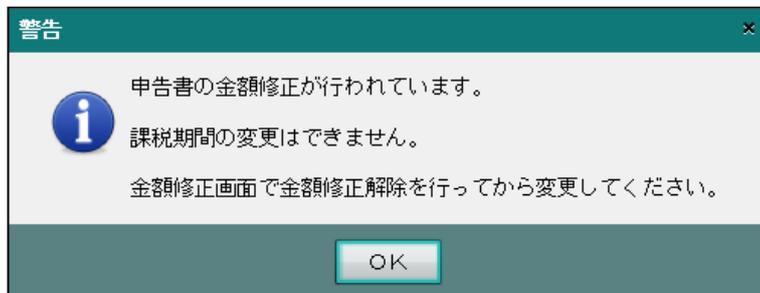
→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●課税期間を変更する申告書で金額修正がされている場合

- [課税期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 『金額修正解除』を行ってから、再度課税期間の変更を行います。



3.1.8 調整消費税等を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『調整消費税等入力』

調整消費税等を入力する手順を説明します。≪調整消費税等入力≫画面では、中間納付税額、特定課税仕入、棚卸調整消費税、課税売上割合変動、固定資産転用を入力します。中間申告書の場合は使用できません。

手順 ① [調整消費税等入力] ボタンをクリックします。

→ 「3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合」参照

②各タブを選択し金額を入力します。[特定課税仕入] タブ、[その他] タブは、「原則課税」を選択している場合に表示されます。

各タブの設定項目 → 「3.1.8.1 詳細説明」参照

| 調整消費税等入力 | | |
|-----------|--------|--------|
| 消費税、地方消費税 | 特定課税仕入 | その他 |
| | | 中間納付税額 |
| 消費税 | | |
| 地方消費税 | | |

③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。

→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.8.1 詳細説明

≪調整消費税等入力≫画面の詳細について説明します。

● [消費税、地方消費税] タブ

| | 中間納付税額 |
|-------|--------|
| 消費税 | |
| 地方消費税 | |
| | |

[中間納付税額]

- ・確定申告の際に、すでに納付済みの中間納付税額を入力します。
- ・中間申告書を作成している場合は、中間申告書の納付税額が自動で連動されます。

● 特定課税仕入

| | 取引金額 |
|----------|------|
| 課税売上対応分 | |
| 共通売上対応分 | |
| 非課税売上対応分 | |
| 課税対応控除分 | |
| 共通対応控除分 | |
| 非課税対応控除分 | |

[特定課税仕入]

- ・特定課税仕入の取引金額を入力します。

[会計連動] ボタン

- ・『マスター関係登録』 > 『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動] ボタンは使用可能になります。
- ・[会計連動] ボタンをクリックし、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を集計します。

特定課税仕入用の固定摘要設定について→

「事業者機能 I. マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

●その他

| | | 5% 内税 | 8% 内税 |
|----------|----------|-------|-------|
| 棚卸調整消費税 | 課税売上対応分 | | |
| | 共通売上対応分 | | |
| | 非課税売上対応分 | | |
| 課税売上割合変動 | | | |
| 固定資産転用 | | | |

[棚卸調整消費税]

- ・付表 2 および 2- (2) で「納付義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における、消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。
- ・課税売上割合が 95%未満になる場合には、課税・課税非課税共通・非課税の各売上に
対応する金額に区分し、入力する必要があります。

[課税売上割合変動]

- ・付表 2 および 2- (2) で、控除調整の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

[固定資産転用]

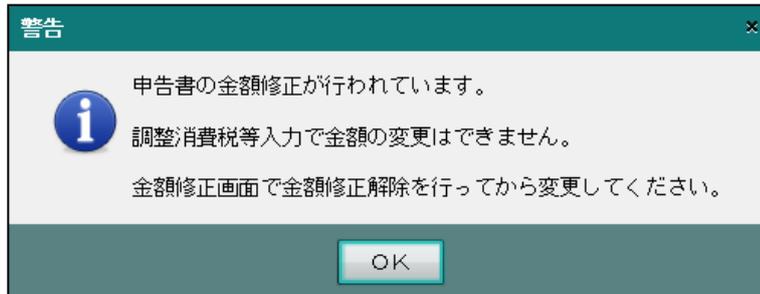
- ・付表 2 および 2- (2) で、控除調整の「調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合

調整消費税等の入力を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●調整消費税等を入力する申告書で金額修正がされている場合

- [調整消費税等入力] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- 『金額修正解除』を行ってから、再度調整消費税等の入力を行います。



3.1.9 金額修正を行う

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』

申告書の金額を修正する手順について説明します。

金額修正は、消費税率 3%には対応していません。課税期間が平成 24 年 4 月 1 日以降開始の申告書で使用できます。課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の「金額修正」画面が表示されます。



金額を修正する場合の注意点

- ・消費税申告書は仕訳帳などで入力した仕訳データを元に作成されます。消費税申告書を修正する場合は、仕訳帳などで仕訳を修正します。
- ・「金額修正」画面で直接金額を修正する場合は、申告内容を十分に確認のうえ行ってください。

The screenshot shows the 'ネットde記帳' (Net de Keicho) software interface. The top navigation bar includes '決算業務' (Final Accounting) and '消費税申告書' (Consumption Tax Declaration). The '金額修正' (Amount Correction) button is highlighted with a red box and a circled '1'. The main area displays a form for entering tax information, including company details, tax period, and calculation tables.

| 課税標準額 | 消費税率 | 消費税額 |
|------------|------|-----------|
| 86,552,000 | 3% | 4,192,776 |
| 控除対象仕入税額 | | 1,297,413 |
| 控除税額 | | 1,297,413 |



① [金額修正] ボタンをクリックします。

②申告書および付表の金額を修正します。

ネットde記帳 コード:M460001
ようこそ ○○太郎 様 | ログアウト
○○ 太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書 > 金額修正 (一般)

金額修正解除

課税期間 28・1・1 ~ 28・12・31 特定課税仕入を入力する 金額修正

| 申告書(一般) | | 付表2 | |
|--------------------|------------|---------------------|--------------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 課税標準額 | 66,552,000 | 課税売上額(税抜き) | 66,552,445 |
| 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | 免税売上額 | |
| 1-1 特定課税仕入れの支払対価の額 | | 非課税資産の輸出等の金額 | |
| 消費税額 | 4,192,776 | 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 |
| 控除過大調整税額 | | 課税資産の譲渡等の対価の額(4) | 66,552,445 |
| 控除対象仕入税額 | 1,297,413 | 非課税売上額 | 4,000,000 |
| 5 売上の返還等対価に係る税額 | | 資産の譲渡等の対価の額 | 70,552,445 |
| 5-1 特定課税仕入の返還に係る税額 | | 課税売上割合 | [94.33 %] |
| 5-2 特定課税仕入の返還に係る税額 | | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | 22,241,381 |
| 貸倒れに係る税額 | | 課税仕入れに係る消費税額 | 1,297,413 |
| 控除税額小計 | 1,297,413 | 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | 10 |
| 控除不足還付税額 | | 特定課税仕入れに係る消費税額 | 11 |
| 差引税額 | 2,895,300 | 課税貨物に係る消費税額 | 12 60,000 |
| 中間納付税額 | | 納税義務の変更による消費税額の調整 | 13 |
| 納付税額 | 2,895,300 | 課税仕入れ等の税額の合計額 | 14 1,897,413 |
| 中間納付還付税額 | | 課税売上割合が95%以上の場合 | 15 |
| 既確定税額 | | 14のうち、課税売上のみ要するもの | 19 1,297,413 |

更新 キャンセル

金額を修正した項目は、背景色が橙色（強制入力の色）で表示されます。

| | | |
|-------------------|----|---------|
| 納税義務の変更による消費税額の調整 | 13 | 600,000 |
|-------------------|----|---------|

金額の修正により再計算された項目は、背景色が紫色（自動計算結果の色）で表示されます。

| | | |
|---------------|----|-----------|
| 課税仕入れ等の税額の合計額 | 14 | 1,897,413 |
|---------------|----|-----------|

③ [更新] ボタンをクリックします。

[更新時のメッセージと対処方法](#)

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

④次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。

更新

更新しました。

OK

⑤ [戻る] ボタンをクリックします。

⑥<<申告書・付表>>画面の右上に「金額修正」と表示されます。

印刷 電子申告チェック 再計算 課税期間変更 調整消費税等入力 金額修正

消費税計算情報 > 申告書選択 > 申告書・付表 > 入力完了

金額修正 会計連動

3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明

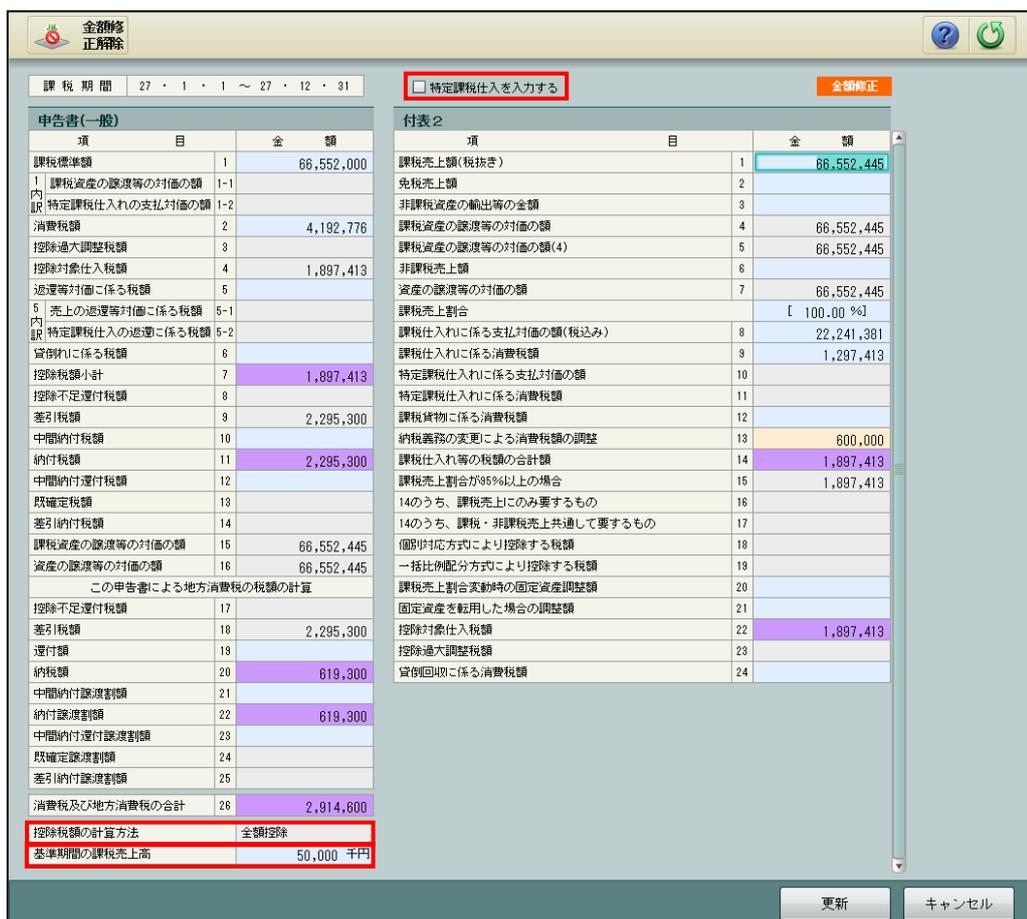
原則課税の場合は、「消費税申告書（一般用）」および「付表 2」を修正できます。
消費税率 5%の発生がある場合は、「付表 2- (2)」および「付表 1」を修正できます。

●原則課税

- 申告書および付表は同時にスクロールします。
- 「控除税額の計算方法」の確認および「基準期間の課税売上高」が入力できます。
- 「付表 2」の「④課税資産の譲渡等の対価の額」および「⑦資産の譲渡等の対価の額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- 課税売上割合が 95%未満で「特定課税仕入を入力する」にチェックを付けると、特定課税仕入が入力できます。

 → 「3.1.9.3 特定課税仕入を入力する」参照

- 申告書（一般）の「1 内訳」および「5 内訳」に入力された金額は「別表」に表示されます。



| 申告書(一般) | | 付表 2 | |
|---------------------|------------|-------------------------|-------------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 課税標準額 | 66,552,000 | 課税売上額(税抜き) | 66,552,445 |
| 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | 免税売上額 | |
| 1-1 特定課税仕入れの支払対価の額 | | 非課税資産の輸出等の金額 | |
| 1-2 消費税額 | 4,192,776 | 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 |
| 2 控除過大調整税額 | | 課税資産の譲渡等の対価の額(4) | 66,552,445 |
| 3 控除対象仕入税額 | 1,897,413 | 非課税売上額 | |
| 4 返還等対価に係る税額 | | 資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 |
| 5-1 売上の返還等対価に係る税額 | | 課税売上割合 | [100.00 %] |
| 5-2 特定課税仕入れの返還に係る税額 | | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | 22,241,381 |
| 6 貸倒れに係る税額 | | 課税仕入れに係る消費税額 | 1,297,413 |
| 7 控除税額小計 | 1,897,413 | 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | |
| 8 控除不足還付税額 | | 特定課税仕入れに係る消費税額 | |
| 9 差引税額 | 2,295,300 | 課税貨物に係る消費税額 | |
| 10 中間納付税額 | | 納税義務の変更による消費税額の調整 | 600,000 |
| 11 納付税額 | 2,295,300 | 課税仕入れ等の税額の合計額 | 1,897,413 |
| 12 中間納付還付税額 | | 課税売上割合が95%以上の場合 | 1,897,413 |
| 13 既確定税額 | | 14のうち、課税売上このみ要するもの | |
| 14 差引納付税額 | | 14のうち、課税・非課税売上共通して要するもの | |
| 15 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 | 個別対応方式により控除する税額 | |
| 16 資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 | 一括比例配分方式により控除する税額 | |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | 課税売上割合変動時の固定資産調整額 | |
| 17 控除不足還付税額 | | 固定資産を転用した場合の調整額 | |
| 18 差引税額 | 2,295,300 | 控除対象仕入税額 | 1,897,413 |
| 19 還付額 | | 控除過大調整税額 | |
| 20 納税額 | 619,300 | 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 21 中間納付課税割額 | | | |
| 22 納付課税割額 | 619,300 | | |
| 23 中間納付還付課税割額 | | | |
| 24 既確定課税割額 | | | |
| 25 差引納付課税割額 | | | |
| 26 消費税及び地方消費税の合計 | 2,914,600 | | |
| 控除税額の計算方法 | 全額控除 | | |
| 基準期間の課税売上高 | 50,000 千円 | | |

●原則課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- 申告書および付表は別々にスクロールします。
- 「付表 2- (2)」の「④課税資産の譲渡等の対価の額 (D)」および「⑦資産の譲渡等の対価の額 (D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0 (ゼロ)」と表示されます。

《付表 2-(2)》

| 申告書(一般) | | 付表 2-(2) および 付表 1 | | | |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|-------------|------------|
| 項 目 | 金額 | 項 目 | 4%適用分 (B) | 6.3%適用分 (C) | 合計 (D) |
| 課税標準額 | 66,978,000 | 課税標準額 | 15,402,877 | 51,576,870 | 66,979,747 |
| 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | | |
| 1-1 特定課税仕入に係る支払対価の額 | | 2 免税売上額 | | | |
| 消費税額 | 3,865,368 | 3 非課税資産の輸出等の金額 | | | |
| 3 控除過大調整税額 | | 4 課税資産の譲渡等の対価の額 | | | 66,979,747 |
| 4 控除対象仕入税額 | 1,231,184 | 5 課税資産の譲渡等の対価の額 (4) | | | 66,979,747 |
| 5 経過等対価に係る税額 | | 6 非課税売上額 | | | 500,000 |
| 5-1 売上の経過等対価に係る税額 | | 7 資産の譲渡等の対価の額 | | | 67,479,747 |
| 5-2 特定課税仕入の経過に係る税額 | | 課税売上割合 | | | [99.25 %] |
| 6 貸倒れに係る税額 | | 8 課税仕入れに係る支払対価の額 | 3,272,481 | 18,968,890 | 22,241,381 |
| 7 控除税額小計 | 1,231,184 | 9 課税仕入れに係る消費税額 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 8 控除不足還付税額 | | 10 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | | | |
| 9 差引税額 | 2,634,100 | 11 特定課税仕入れに係る消費税額 | | | |
| 10 中間納付税額 | | 12 課税貨物に係る消費税額 | | | |
| 11 納付税額 | 2,634,100 | 13 納税義務の変更による消費税額調整 | | | |
| 12 中間納付還付税額 | | 14 課税仕入れ等の税額の合計額 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 13 既確定税額 | | 15 課税売上割合が98%以上の場合 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 14 差引納付税額 | | 16 14のうち、課税売上比のみ要する | | | |
| 15 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,979,747 | 17 14のうち、課税売上・非課税売上共通 | | | |
| 16 資産の譲渡等の対価の額 | 67,479,747 | 18 個別対応方式により控除する税額 | | | |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | 19 一括比例配分方式により控除する税額 | | | |
| 17 控除不足還付税額 | | 20 課税売上割合変動時の固定資産調整額 | | | |
| 18 差引税額 | 2,634,100 | 21 固定資産を転用した場合の調整額 | | | |
| 19 還付額 | | 22 控除対象仕入税額 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 20 納税額 | 701,000 | 23 控除過大調整税額 | | | |
| 21 中間納付還付額 | | 24 貸倒回収に係る消費税額 | | | |

《付表 1》

| 申告書(一般) | | 付表 2-(2) および 付表 1 | | | |
|---------------------|------------|----------------------|------------|-------------|------------|
| 項 目 | 金額 | 項 目 | 4%適用分 (B) | 6.3%適用分 (C) | 合計 (D) |
| 課税標準額 | 66,978,000 | 課税標準額 | 15,402,000 | 51,576,000 | 66,978,000 |
| 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | 1 課税資産の譲渡等の対価の額 | | | |
| 1-1 特定課税仕入に係る支払対価の額 | | 1-1 特定課税仕入に係る支払対価の額 | | | |
| 消費税額 | 3,865,368 | 2 消費税額 | 616,080 | 3,249,288 | 3,865,368 |
| 3 控除過大調整税額 | | 3 控除過大調整税額 | | | |
| 4 控除対象仕入税額 | 1,231,184 | 4 控除対象仕入税額 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 5 経過等対価に係る税額 | | 5 経過等対価に係る税額 | | | |
| 5-1 売上の経過等対価に係る税額 | | 5-1 売上の経過等対価に係る税額 | | | |
| 5-2 特定課税仕入の経過に係る税額 | | 5-2 特定課税仕入の経過に係る税額 | | | |
| 6 貸倒れに係る税額 | | 6 貸倒れに係る税額 | | | |
| 7 控除税額小計 | 1,231,184 | 7 控除税額小計 | 124,666 | 1,106,518 | 1,231,184 |
| 8 控除不足還付税額 | | 8 控除不足還付税額 | | | |
| 9 差引税額 | 2,634,100 | 9 差引税額 | 491,414 | 2,142,770 | 2,634,184 |
| 10 中間納付税額 | | 10 合計差引税額 | | | 2,634,184 |
| 11 納付税額 | 2,634,100 | 11 (地方消費税)控除不足還付税額 | | | |
| 12 中間納付還付税額 | | 12 (地方消費税)差引税額 | 491,414 | 2,142,770 | 2,634,184 |
| 13 既確定税額 | | 13 地方消費税の課税標準となる消費税額 | | | 2,634,184 |
| 14 差引納付税額 | | 14 還付額 | | | |
| 15 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,979,747 | 15 納税額 | 122,853 | 578,207 | 701,060 |
| 16 資産の譲渡等の対価の額 | 67,479,747 | 16 合計差引還付額 | | | 701,060 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | | | | |
| 17 控除不足還付税額 | | | | | |

3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明

簡易課税の場合は、「消費税申告書（簡易用）」および「付表5」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表5-（2）」および「付表4」を修正できます。

●簡易課税

- 申告書および付表は同時にスクロールします。
- 「1種類の事業の専業者に変更する」または「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけると、営む事業を変更することができます。



→「3.1.9.4 営む事業を変更する」参照

「1種類の事業の専業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち2種類以上の事業を営む場合に表示されます。

「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち1種類の事業だけを営む場合に表示されます。

- 「付表5」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- 課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

金額修正解除
課税期間 27・4・1 ~ 28・3・31
 1種類の事業の専業者に変更する
金額修正

| 申告書(簡易) | | 付表5 | |
|---------------------|------------|-----------------------------|--------------------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 課税標準額 | 36,636,000 | 課税標準額に対する消費税額 | 2,308,068 |
| 消費税額 | 2,308,068 | 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | 売上対価の追還等に係る消費税額 | |
| 控除対象仕入税額 | 1,846,454 | 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 2,308,068 |
| 追還等対価に係る税額 | | 1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率 | |
| 貸倒回収に係る税額 | 32,666 | 区分 | 事業区別の課税売上高(税抜き) |
| 控除税額小計 | 1,879,120 | 事業区別の合計額 | 36,636,111 売上割合 13 |
| 控除不足還付税額 | | 第一種事業 | |
| 差引税額 | 428,900 | 第二種事業 | 33,312,037 90.9 |
| 中間納付税額 | | 第三種事業 | |
| 納付税額 | 428,900 | 第四種事業 | |
| 中間納付還付税額 | | 第五種事業 | 3,324,074 9.0 |
| 既確定税額 | | 第六種事業 | |
| 差引納付税額 | | 控除対象仕入税額の計算式区分 | 算出額 |
| この課税期間の課税売上高 | 36,636,111 | 原則計算を適用する場合 | 20 1,783,629 |
| 基準期間の課税売上高 | 39,500,000 | 1種類の事業で75%以上 4×みなし仕入率 80% | 21 1,846,454 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | 1 < (7 + 8) / 6 ≥ 75 % | 22 |
| 控除不足還付税額 | | 2 < (7 + 9) / 6 ≥ 75 % | 23 |
| 差引税額 | 428,900 | 3 < (7 + 10) / 6 ≥ 75 % | 24 |
| 還付額 | | 4 < (7 + 11) / 6 ≥ 75 % | 25 |
| 納税額 | 115,700 | 5 < (7 + 12) / 6 ≥ 75 % | 26 |
| 中間納付課税割額 | | 6 < (8 + 8) / 6 ≥ 75 % | 27 |
| 納付課税割額 | 115,700 | 7 < (8 + 9) / 6 ≥ 75 % | 28 |
| 中間納付還付課税割額 | | 8 < (8 + 10) / 6 ≥ 75 % | 29 |
| 既確定課税割額 | | 9 < (8 + 11) / 6 ≥ 75 % | 30 |
| 差引納付課税割額 | | 10 < (8 + 12) / 6 ≥ 75 % | 31 |
| 消費税及び地方消費税の合計 | 544,800 | 11 < (9 + 10) / 6 ≥ 75 % | 32 |
| | | 12 < (9 + 11) / 6 ≥ 75 % | 33 |
| | | 13 < (9 + 12) / 6 ≥ 75 % | 34 |
| | | 14 < (10 + 11) / 6 ≥ 75 % | 35 |
| | | 15 < (10 + 12) / 6 ≥ 75 % | 36 |
| | | 16 < (11 + 12) / 6 ≥ 75 % | 37 |
| | | 【控除対象仕入税額】 | 1,846,454 |

更新 キャンセル

●簡易課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 5-（2）」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（D）」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

《付表 5-(2)》

金額修正
正算除

課税期間 27・4・1 ~ 28・3・31 1種類の事業の専業者に変更する 金額修正

| 申告書(簡易) | | 金額 |
|---------------------|----|------------|
| 項目 | 金額 | |
| 課税標準額 | 1 | 39,108,000 |
| 消費税額 | 2 | 2,406,948 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 3 | |
| 控除対象仕入税額 | 4 | 1,935,445 |
| 過還等対面に係る税額 | 5 | |
| 貸倒に係る税額 | 6 | |
| 控除税額小計 | 7 | 1,935,445 |
| 控除不足還付税額 | 8 | |
| 差引税額 | 9 | 471,500 |
| 中間納付税額 | 10 | |
| 納付税額 | 11 | 471,500 |
| 中間納付還付税額 | 12 | |
| 既確定税額 | 13 | |
| 差引納付税額 | 14 | |
| この課税期間の課税売上高 | 15 | 39,108,796 |
| 基準期間の課税売上高 | 16 | 39,500,000 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | |
| 控除不足還付税額 | 17 | |
| 差引税額 | 18 | 471,500 |
| 還付額 | 19 | |
| 納税額 | 20 | 127,000 |
| 中間納付課税割額 | 21 | |
| 納付課税割額 | 22 | 127,000 |
| 中間納付還付課税割額 | 23 | |
| 既確定課税割額 | 24 | |
| 差引納付課税割額 | 25 | |
| 消費税及び地方消費税の合計 | 26 | 598,500 |

付表5-(2) および 付表4

付表5-(2)

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
|-----------------|----------|------------|-----------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 98,880 | 2,308,068 | 2,406,948 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | | |
| 売上対面の過還等に係る消費税額 | | | |
| 控除対象仕入税額の消費税額 | 98,880 | 2,308,068 | 2,406,948 |

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
|----------|----------|------------|-------|
| 4×みなし仕入率 | 5 | | |

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

| 項目 | 割合 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
|-----------|------|-----------|------------|------------|
| 事業区分別の合計額 | 6 | 2,472,685 | 36,636,111 | 39,108,796 |
| 第一種事業 | 6.3 | 2,472,685 | | 2,472,685 |
| 第二種事業 | 85.1 | | 33,312,037 | 33,312,037 |
| 第三種事業 | | | | |
| 第四種事業 | | | | |
| 第五種事業 | 8.4 | | 3,324,074 | 3,324,074 |
| 第六種事業 | | | | |

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) | |
|-----------|----------|------------|-----------|-----------|
| 事業区分別の合計額 | 13 | 98,907 | 2,308,074 | 2,406,981 |
| 第一種事業 | 14 | 98,907 | | 98,907 |
| 第二種事業 | 15 | | 2,098,658 | 2,098,658 |
| 第三種事業 | 16 | | | |
| 第四種事業 | 17 | | | |
| 第五種事業 | 18 | | 209,416 | 209,416 |
| 第六種事業 | 19 | | | |

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | |
| 4×みなし仕入率 | 20 | 88,991 | 1,783,829 | 1,872,820 |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | |
| 4×みなし仕入率 | 80% | 79,104 | 1,846,454 | 1,925,558 |

(ロ) 2種類の事業で75%以上

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) | |
|------------------------|----------|------------|-----------|-----------|
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | |
| (7D + 8D) / 6D ≥ 75% | 22 | 88,991 | 1,846,454 | 1,935,445 |
| (7D + 8D) / 6D ≥ 75% | 23 | | | |
| (7D + 10D) / 6D ≥ 75% | 24 | | | |
| (7D + 11D) / 6D ≥ 75% | 25 | | | |
| (7D + 12D) / 6D ≥ 75% | 26 | | | |
| (8D + 9D) / 6D ≥ 75% | 27 | | | |
| (8D + 10D) / 6D ≥ 75% | 28 | | | |
| (8D + 11D) / 6D ≥ 75% | 29 | 49,439 | 1,783,829 | 1,833,068 |
| (8D + 12D) / 6D ≥ 75% | 30 | | | |
| (9D + 10D) / 6D ≥ 75% | 31 | | | |
| (9D + 11D) / 6D ≥ 75% | 32 | | | |
| (9D + 12D) / 6D ≥ 75% | 33 | | | |
| (10D + 11D) / 6D ≥ 75% | 34 | | | |
| (10D + 12D) / 6D ≥ 75% | 35 | | | |
| (11D + 12D) / 6D ≥ 75% | 36 | | | |

ハ) 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

| 項目 | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) | |
|------------------|----------|------------|-----------|-----------|
| 20~36のうちから選択した金額 | 37 | 88,991 | 1,846,454 | 1,935,445 |

更新 キャンセル

《付表 4》

金額修正
正解除

課税期間 27・4・1 ~ 28・3・31 1種類の事業の専業者に変更する 金額修正

申告書(簡易)

| 項 目 | 金 額 |
|---------------------|---------------|
| 課税標準額 | 1 39,108,000 |
| 消費税額 | 2 2,406,948 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 3 |
| 控除対象仕入税額 | 4 1,935,445 |
| 過還等対面に係る税額 | 5 |
| 貸倒れに係る税額 | 6 |
| 控除税額小計 | 7 1,935,445 |
| 控除不足還付税額 | 8 |
| 差引税額 | 9 471,500 |
| 中間納付税額 | 10 |
| 納付税額 | 11 471,500 |
| 中間納付還付税額 | 12 |
| 既確定税額 | 13 |
| 差引納付税額 | 14 |
| この課税期間の課税売上高 | 15 39,108,796 |
| 基準期間の課税売上高 | 16 39,500,000 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | |
| 控除不足還付税額 | 17 |

付表5-(2) および 付表4

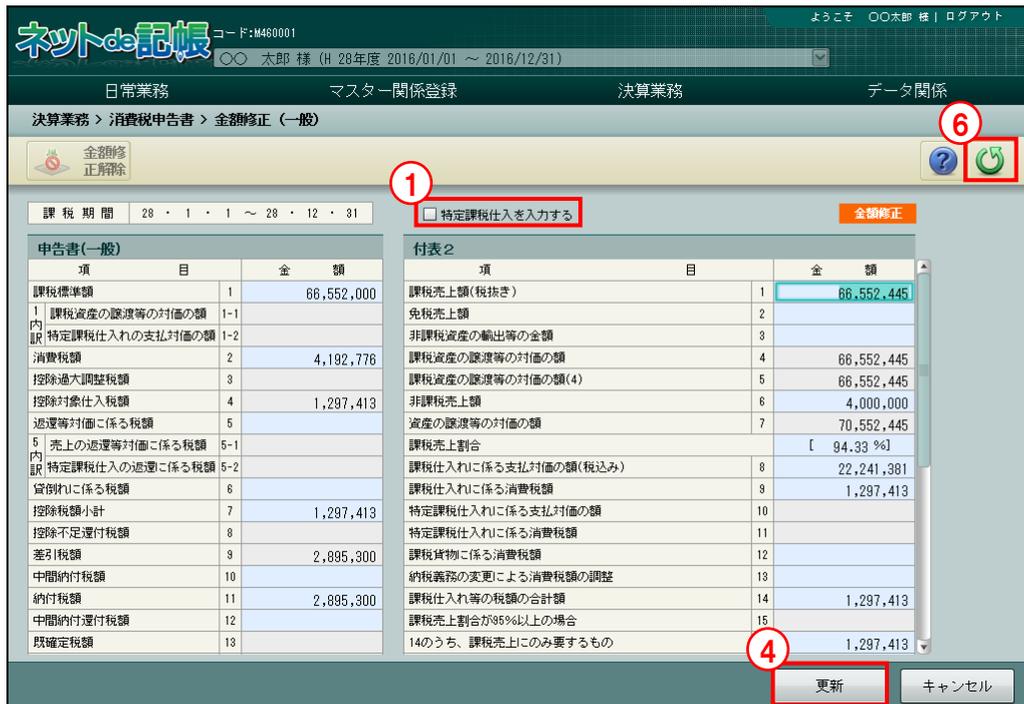
付表4

| 項 目 | 4%適用分 (B) | 6.3%適用分 (C) | 合計 (D) |
|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 課税標準額 | 1 2,472,000 | 36,636,000 | 39,108,000 |
| 消費税額 | 2 88,880 | 2,308,068 | 2,406,948 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 3 | | |
| 控除対象仕入税額 | 4 88,991 | 1,846,454 | 1,935,445 |
| 過還等対面に係る税額 | 5 | | |
| 貸倒れに係る税額 | 6 | | |
| 控除税額小計 | 7 88,991 | 1,846,454 | 1,935,445 |
| 控除不足還付税額 | 8 | | |
| 差引税額 | 9 9,889 | 461,614 | 471,503 |
| 合計差引税額 | 10 | | 471,503 |
| (地方消費税)控除不足還付税額 | 11 | | |
| (地方消費税)差引税額 | 12 9,889 | 461,614 | 471,503 |
| (地方消費税)合計差引税額 | 13 | | 471,503 |
| 還付額 | 14 | | |
| 納税額 | 15 2,472 | 124,562 | 127,034 |
| 合計差引課税割額 | 16 | | 127,034 |

更新 キャンセル

3.1.9.3 特定課税仕入を入力する

《金額修正》画面で、特定課税仕入を入力する手順について説明します。



- ①課税売上割合が95%未満の場合に、「特定課税仕入を入力する」にチェックをつけます。
- ②「付表2」の10~11欄、「申告書(一般)」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。
消費税率5%の発生がある場合は、「付表2-(2)」の10~11欄、「付表1」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。



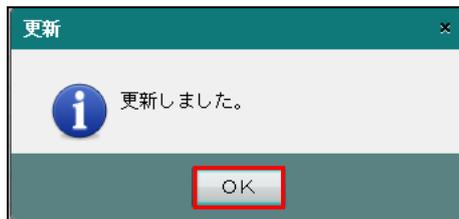
- ③必要に応じて、金額を入力します。
「申告書(一般)」および「付表1」の「1内訳」の1-1欄および1-2欄には、「別表」の「課税標準額の内訳」②欄および③欄の金額を入力します。「5内訳」の5-1欄および5-2欄には、「別表」の「返還等対価に係る税額の内訳」⑤欄および⑥欄の金額を入力します。
「付表2」および「付表2-(2)」の10欄には、課税期間中の特定課税仕入に係る支払対価の額から特定課税仕入に係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を入力します。

④ [更新] ボタンをクリックします。

 [更新時のメッセージと対処方法](#)→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤ 次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



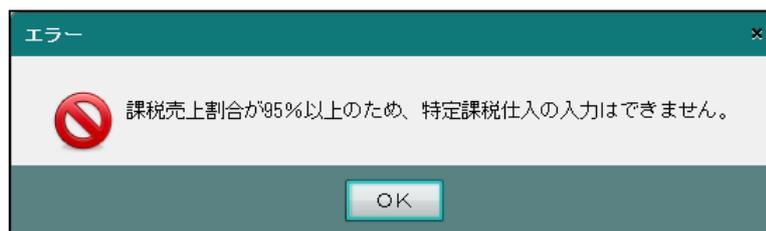
⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦ ≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。



特定課税仕入の入力注意

課税売上割合が95%以上で「特定課税仕入を入力する」チェックをつけると、次のエラーメッセージが表示され特定課税仕入は入力できません。

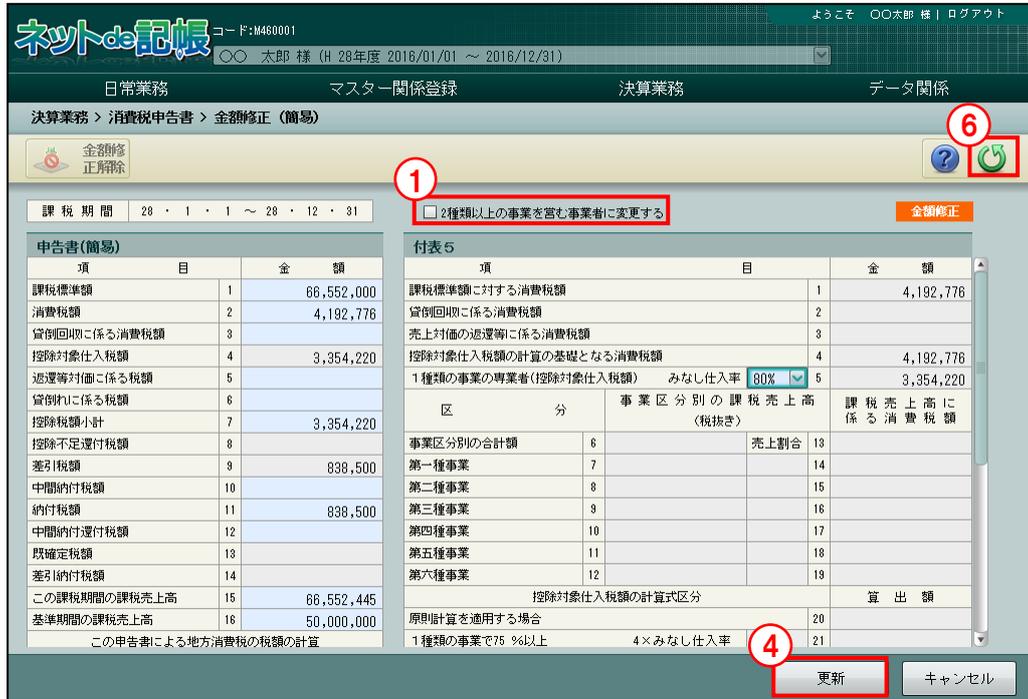


3.1.9.4 営む事業を変更する

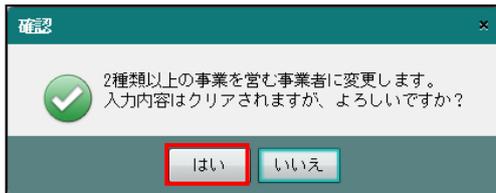
《金額修正》画面で、簡易課税の営む事業を変更する手順について説明します。

1種類の事業の専業者を2種類以上の事業を営む事業者に、または2種類以上の事業を営む事業者を1種類の事業の専業者に変更することができます。「付表5-(2)」も同様です。

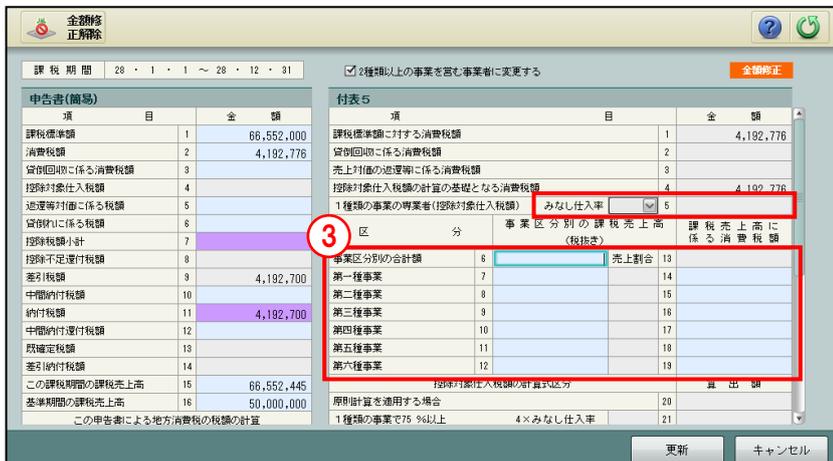
(1) 1種類の事業の専業者を、2種類以上の事業を営む事業者へ変更する場合



- ① 「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけます。
- ② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③ 5 欄の金額と「みなし仕入率」はクリアされ、空欄になります。必要に応じて、6~19 欄に金額を入力します。

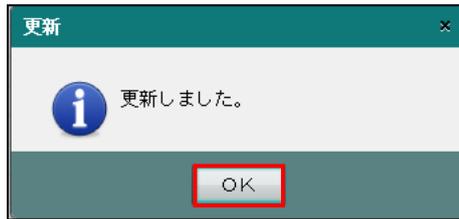


④ [更新] ボタンをクリックします。

 [更新時のメッセージと対処方法](#)→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤ 次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦ ≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。



(2) 2種類以上の事業を営む事業者を、1種類の事業の専業者へ変更する場合

ネットde記帳 コード:M460001
ようこそ ○○太郎様 | ログアウト
太郎様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)
日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係
決算業務 > 消費税申告書 > 金額修正 (簡易)

金額修正解除
課税期間 28・1・1 ~ 28・12・31

1種類の事業の専業者に変更する

申告書(簡易)

| 項目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 課税標準額 | 66,552,000 |
| 消費税額 | 4,192,776 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 控除対象仕入税額 | 3,354,220 |
| 逆選等対面に係る税額 | |
| 貸倒れに係る税額 | |
| 控除税額小計 | 3,354,220 |
| 控除不足還付税額 | |
| 差引税額 | 838,500 |
| 中間納付税額 | |
| 納付税額 | 838,500 |
| 中間納付還付税額 | |
| 既確定税額 | |
| 差引納付税額 | |
| この課税期間の課税売上高 | 66,552,445 |
| 基準期間の課税売上高 | 50,000,000 |

この申告書による地方消費税の税額の計算

付表5

| 項目 | 金額 | |
|-----------------------------|-------------------|--------------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 4,192,776 | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | |
| 売上対価の逆選等に係る消費税額 | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4,192,776 | |
| 1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率 | | |
| 区分 | 事業区分別の課税売上高 (税抜き) | 課税売上高に係る消費税額 |
| 事業区分別の合計額 | 66,552,445 | 4,192,803 |
| 第一種事業 | | |
| 第二種事業 | 51,576,870 | 3,249,342 |
| 第三種事業 | | |
| 第四種事業 | | |
| 第五種事業 | 14,975,575 | 943,461 |
| 第六種事業 | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | 算出額 |
| 原則計算を適用する場合 | | 3,071,203 |
| 1種類の事業で75%以上 4×みなし仕入率 | | 3,354,220 |

更新 キャンセル



- ① 「1種類の事業の専業者に変更する」にチェックをつけます。
② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

確認

1種類の事業の専業者に変更します。
入力内容はクリアされますが、よろしいですか?

はい いいえ

- ③ 6~37 欄の金額はクリアされ空欄になります。5 欄の「みなし仕入率」を入力します。

金額修正解除

課税期間 28・1・1 ~ 28・12・31 1種類の事業の専業者に変更する

申告書(簡易)

| 項目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 課税標準額 | 66,552,000 |
| 消費税額 | 4,192,776 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 控除対象仕入税額 | |
| 逆選等対面に係る税額 | |
| 貸倒れに係る税額 | |
| 控除税額小計 | |
| 控除不足還付税額 | |
| 差引税額 | 4,192,700 |
| 中間納付税額 | |
| 納付税額 | 4,192,700 |
| 中間納付還付税額 | |
| 既確定税額 | |
| 差引納付税額 | |
| この課税期間の課税売上高 | 66,552,445 |
| 基準期間の課税売上高 | 50,000,000 |

この申告書による地方消費税の税額の計算

付表5

| 項目 | 金額 | |
|-----------------------------|-------------------|--------------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 4,192,776 | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | |
| 売上対価の逆選等に係る消費税額 | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4,192,776 | |
| 1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率 | | |
| 区分 | 事業区分別の課税売上高 (税抜き) | 課税売上高に係る消費税額 |
| 事業区分別の合計額 | | |
| 第一種事業 | | |
| 第二種事業 | | |
| 第三種事業 | | |
| 第四種事業 | | |
| 第五種事業 | | |
| 第六種事業 | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | 算出額 |
| 原則計算を適用する場合 | | |
| 1種類の事業で75%以上 4×みなし仕入率 | | |

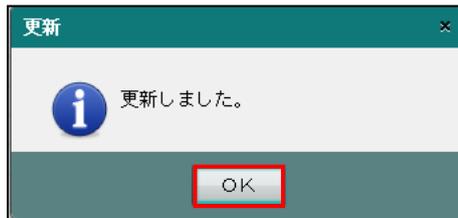
更新 キャンセル

- ④ [更新] ボタンをクリックします。

更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦<<申告書・付表>>画面の右上に「金額修正」と表示されます。

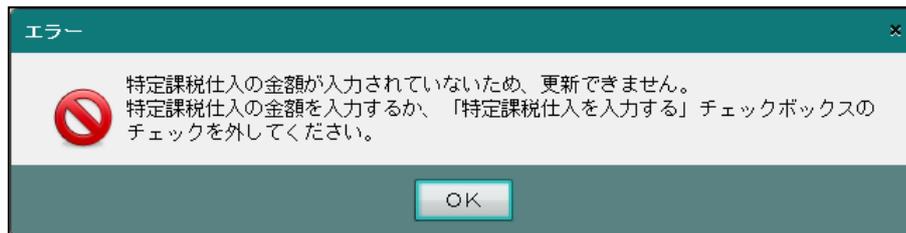


3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ

≪金額修正≫画面で[更新] ボタンをクリックした際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージの内容と対処方法は次のとおりです。

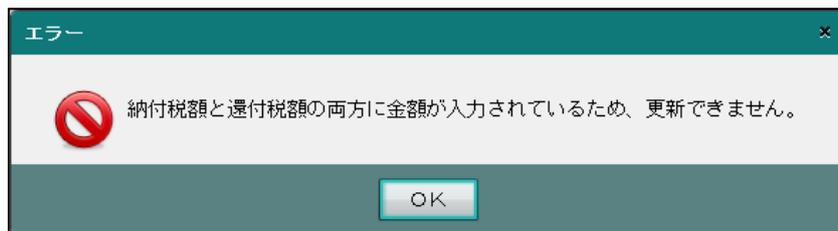
●エラーメッセージ

- (1) 「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入が未入力の場合
「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない、または「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
 - 「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
 - 「特定課税仕入を入力する」チェックをはずします。
- (2) 申告書で納付税額および還付税額が入力されている場合
「申告書」の「⑪納付税額」と「⑧控除不足還付税額」または「⑫中間納付還付税額」に金額が入力されている場合、「⑫納付譲渡割額」と「⑬還付額」または「⑭中間納付還付譲渡割額」に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

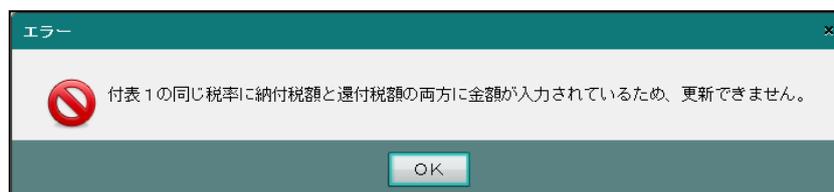


[対処方法]

- 納付税額または還付税額のどちらか一方に金額を入力します。

(3) 付表 1 で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 1」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表 1」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(4) 付表 4 で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 4」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表 4」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

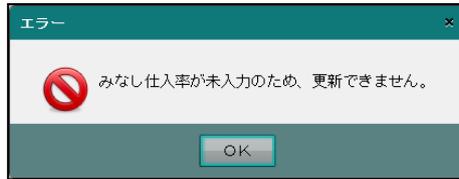


[対処方法]

- 4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(5) 1種類の事業の事業者の場合

1種類の事業の事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の5欄の「みなし仕入率」が未入力の場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

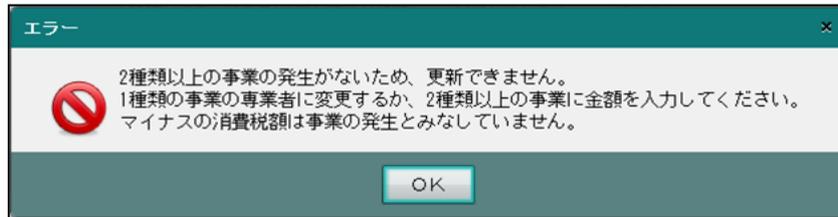


[対処方法]

- ・「みなし仕入率」を入力します。

(6) 2種類以上の事業を営む事業者の場合

2種類以上の事業を営む事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の「事業区分別の課税売上高に係る消費税額」14~19欄の2種類以上の事業に金額が入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- ・1種類の事業の事業者とするまたは、2種類以上の事業に消費税額を入力します。
- ・「付表5-(2)」は、「事業区分別の課税売上高(税抜き)」がプラスでも消費税額がマイナスとなる場合があります。マイナスの消費税額は、事業の発生とみなされないため、1種類の事業の事業者へ変更します。

| 付表5-(2) および 付表4 付表5-(2) | | | | |
|--------------------------------|----|-----------|------------|-----------|
| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | |
| 項目 | | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | 46,440 | 163,296 | 209,736 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | | | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | | | |
| 控除対象仕入税額の消費税額 | 4 | 46,440 | 163,296 | 209,736 |
| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | |
| 項目 | | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
| 4×みなし仕入率 | 5 | | | |
| III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | |
| (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細 | | | | |
| 項目 | | 4%適用分(B) | 6.3%適用分(C) | 合計(D) |
| 事業区分別の合計額 | 6 | 1,161,903 | 2,222,221 | 3,384,124 |
| 第一種事業 | 7 | | | |
| 第二種事業 | 8 | 952,380 | 2,407,406 | 3,359,786 |
| 第三種事業 | 9 | | | |
| 第四種事業 | 10 | 209,523 | -185,185 | 24,338 |
| 第五種事業 | 11 | | | |
| 第六種事業 | 12 | | | |
| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 | | | | |
| 事業区分別の合計額 | 13 | 46,475 | 151,666 | 188,141 |
| 第一種事業 | 14 | | | |
| 第二種事業 | 15 | 38,095 | 151,666 | 189,761 |
| 第三種事業 | 16 | | | |
| 第四種事業 | 17 | 8,380 | -11,666 | -3,286 |
| 第五種事業 | 18 | | | |
| 第六種事業 | 19 | | | |

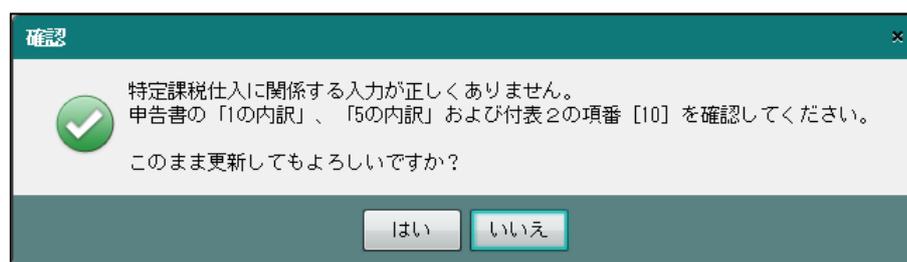
第四種事業の発生はありません。

●警告メッセージ

- (1)「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入の入力不足がある場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」が入力されていて、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

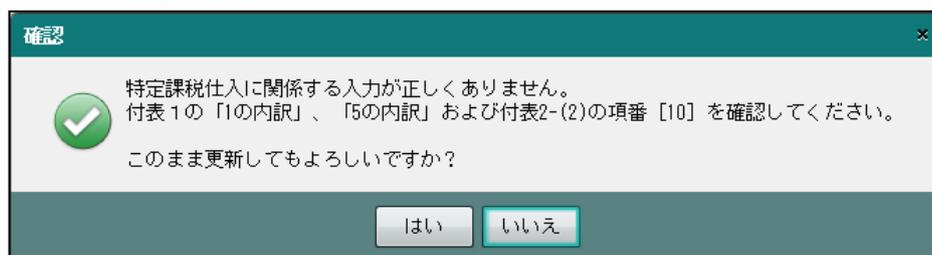
「申告書」の「①課税標準額」が入力されていて「1の内訳」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額」が入力されていて「5の内訳」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



●消費税率 5%の発生がある場合

「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額 (C)」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額 (C)」が入力されていて、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 (C)」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

「付表 1」の「①課税標準額 (B)、(C)」が入力されていて「1の内訳 (B)、(C)」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額 (B)、(C)」が入力されていて「5の内訳 (B)、(C)」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。

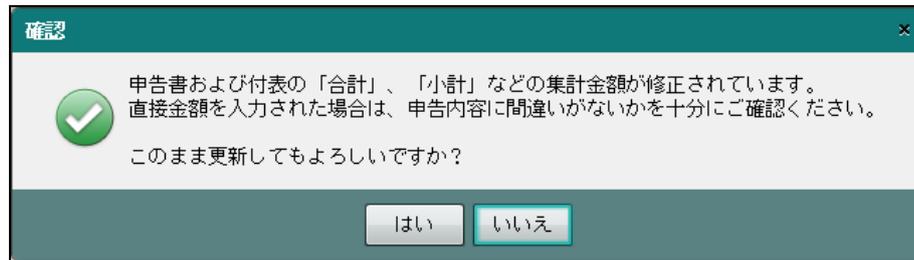


[対処方法]

- 必要に応じて、「特定課税仕入」に関する入力値を修正します。

(2) 集計金額が修正されている場合

申告書および付表の集計金額が修正されている場合は、次の確認メッセージが表示されます。



確認メッセージの「合計」および「小計」に該当する項目は、次の表の「チェック対象項目」です。「チェック対象項目」で強制入力されている項目が1つでもある場合に上記確認メッセージが表示されます。

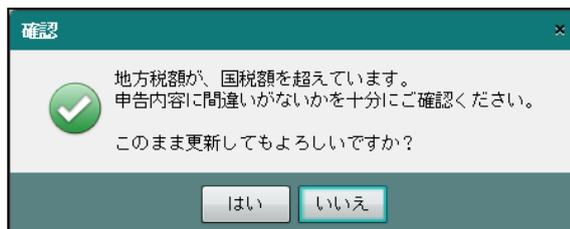
| 申告書 | チェック対象項目 |
|------------|---|
| 申告書（一般用） | ⑦控除税額小計 |
| 申告書（簡易課税用） | ⑥消費税及び地方消費税の合計 |
| 付表 1 | ⑦控除税額小計（B）、（C） |
| 付表 2-（2） | ⑫課税仕入れ等の税額の合計額（B）、（C） ⑳控除対象仕入税額（B）、（C） ㉑控除過大調整税額（B）、（C） |
| 付表 2 | ⑫課税仕入れ等の税額の合計額 ⑳控除対象仕入税額 ㉑控除過大調整税額 |
| 付表 4 | ⑦控除税額小計（B）、（C） |
| 付表 5-（2） | ⑥事業区分別の合計額（B）、（C） |
| 付表 5 | ⑥事業区分別の合計額 |

[対処方法]

- 必要に応じて、金額修正の解除を行います。

(3) 地方税額が国税額を超えている場合

納付は「⑫納付譲渡割額」 > 「⑪納付税額」、還付は「⑭還付額」 + 「⑮中間納付還付譲渡割額」 > 「⑧控除不足還付税額」 + 「⑫中間納付還付税額」の場合は、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

- 必要に応じて、地方税額が国税額を超えない値に修正します。

3.1.9.6 旧税率の金額修正

課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の《金額修正》画面が表示されます。

《原則課税(消費税率 5%)》

消費税および地方消費税の申告書 (一般用) 付表2 控除対象仕入税額の計算表

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|---------------------|-------------|-------------------------|-------------|
| 課税標準額 | 150,476,000 | 課税売上額(税抜き) | 143,390,476 |
| 消費税額 | 6,019,040 | 免税売上額 | 4,000,000 |
| 控除対象仕入税額 | 4,508,952 | 非課税資産の輸出等の金額 | |
| 速達等対価に係る税額 | 293,428 | 課税資産の譲渡等の対価の額 | 147,390,476 |
| 貸倒れに係る税額 | 30,000 | 課税資産の譲渡等の対価の額(4の金額) | 147,390,476 |
| 控除税額小計 | 4,822,380 | 非課税売上額 | |
| 差引税額 | 1,196,800 | 資産の譲渡等の対価の額 | 147,390,476 |
| 中間納付税額 | | 課税売上割合 | [100.00 %] |
| 納付税額 | 1,196,800 | 課税仕入れに係る支払い対価の額(税込み) | 118,360,000 |
| 既確定税額 | | 課税仕入れに係る消費税額 | 4,508,952 |
| 差引納付税額 | | 課税貨物に係る消費税額 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | 147,390,476 | 納税義務の変更による消費税額の調整 | |
| 資産の譲渡等の対価の額 | 147,390,476 | 課税仕入れ等の税額の合計額 | 4,508,952 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | 課税売上割合が95%以上の場合 | 4,508,952 |
| 控除不足還付税額 | | 12のうち、課税売上のみ要するもの | |
| 差引税額 | 1,196,800 | 12のうち、課税・非課税売上共通して要するもの | |
| 還付税額 | | 個別対応方式により控除する税額 | |
| 納税額 | 299,100 | 一括比例配分方式により控除する税額 | |
| 中間納付課税割額 | | 課税売上割合変動時の固定資産調整額 | |
| 納付課税割額 | 299,100 | 固定資産を転用した場合の調整額 | |
| 中間納付還付課税割額 | | 控除対象仕入税額 | 4,508,952 |
| 納付還付課税割額 | | 控除通大調整税額 | |
| 既確定還付課税割額 | | 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 差引納付還付課税割額 | | | |
| 消費税及び地方消費税の合計 | 1,495,700 | | |

《簡易課税(消費税率 5%)》

消費税および地方消費税の申告書 (簡易課税用) 付表5 控除対象仕入税額の計算表

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|---------------------|------------|--------------------------|------------|
| 課税標準額 | 37,885,000 | 課税標準額に対する消費税額 | 1,507,400 |
| 消費税額 | 1,507,400 | 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | 売上対価の速達等に係る消費税額 | |
| 控除対象仕入税額 | 1,205,920 | 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 | 1,507,400 |
| 速達等対価に係る税額 | | 1種類の事業者(控除対象仕入税額)のみなし仕入率 | |
| 貸倒れに係る税額 | 30,000 | 区 | |
| 控除税額小計 | 1,235,920 | 事業区分別の課税売上高(税抜き) | |
| 差引税額 | 271,400 | 事業区分別の合計額 | 37,885,714 |
| 中間納付税額 | | 売上割合 | 12 |
| 納付税額 | 271,400 | 第一種事業 | 7 |
| 既確定税額 | | 第二種事業 | 8 |
| 差引納付税額 | | 第三種事業 | 9 |
| この課税期間の課税売上高 | 38,185,714 | 第四種事業 | 10 |
| 基準期間の課税売上高 | 45,300,000 | 第五種事業 | 11 |
| この申告書による地方消費税の税額の計算 | | 控除対象仕入税額の計算式区分 | |
| 控除不足還付税額 | | 原則計算を適用する場合 | 18 |
| 差引税額 | 271,400 | 1種類の事業で75%以上4×みなし仕入率 | 19 |
| 還付税額 | | (7+8)/8 ≥ 75% | 20 |
| 納税額 | 67,800 | (7+9)/8 ≥ 75% | 21 |
| 中間納付課税割額 | | (7+10)/8 ≥ 75% | 22 |
| 納付課税割額 | 67,800 | (7+11)/8 ≥ 75% | 23 |
| 中間納付還付課税割額 | | (8+9)/8 ≥ 75% | 24 |
| 既確定還付課税割額 | | (8+10)/8 ≥ 75% | 25 |
| 差引納付還付課税割額 | | (8+11)/8 ≥ 75% | 26 |
| 消費税及び地方消費税の合計 | 339,200 | (9+10)/8 ≥ 75% | 27 |
| | | (9+11)/8 ≥ 75% | 28 |
| | | (10+11)/8 ≥ 75% | 29 |
| | | 【控除対象仕入税額】 | 30 |
| | | | 1,205,920 |

《簡易課税の営む事業の変更(消費税率 5%)》

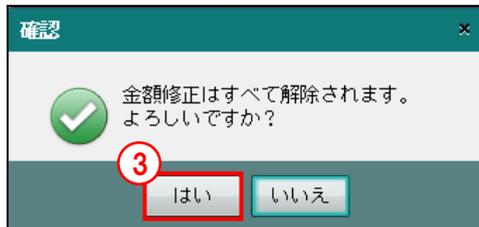
- 1種類の事業者の専門家の場合、「付表5」の7~17の金額を入力すると、2種類以上の事業を営む事業者として申告書が作成されます。
- 2種類以上の事業を営む事業者の場合、「付表5」の7~17の金額をすべて削除しても、1種類の事業者の専門家のみなし仕入率を入力することができないため「付表5」の「⑤控除対象仕入税額」が計算されず、申告書が正しく作成されません。

3.1.10 金額修正を解除する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』 > 『金額修正解除』
金額修正を解除する手順について説明します。



- 手順** ① [金額修正解除] ボタンをクリックします。
② 次のメッセージが表示されます。



- ③ [はい] ボタンをクリックします。修正前の金額に戻ります。
④ [更新] ボタンをクリックします。
⑤ [戻る] ボタンをクリックし、《申告書・付表》画面に戻ります。
⑥ 再計算処理が自動実行され、金額修正が解除されます。

3.1.11 申告書・付表の入力項目

確定申告書の消費税込区分ごとの入力画面、および中間申告書の入力画面について説明します。

3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目

原則課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書（一般）] タブ

- 申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

| 課税標準額 | 1 | 69,077,000 |
|-------------|---|------------|
| 消費税額 | 2 | 4,351,851 |
| 控除対象仕入税額 | 3 | 1,456,507 |
| 控除対象仕入に係る税額 | 4 | 1,456,507 |
| 控除税額小計 | 7 | 1,456,507 |
| 控除不足還付税額 | 8 | |
| 引当金 | 9 | 2,895,300 |

[別表] タブ

- 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- 課税売上割合が95%未満で特定課税仕入れの取引金額がある場合に表示されます。

| 課税標準額の内訳 | 2 | 68,552,445 |
|--------------------|---|------------|
| 特定課税仕入れに係る支払対価の内訳 | 3 | 2,525,310 |
| 控除対象仕入に係る税額 | 4 | |
| 売上上の還付等対価に係る税額 | 5 | |
| 特定課税仕入れの還付等対価に係る税額 | 6 | |

[付表1] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

| 区 | 分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|------------------|---|-----------|------------|-------------|--------------|
| 課税標準額 | 1 | | 15,382,000 | 51,596,000 | 66,978,000 |
| 1の内訳 | | | | | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | 1 | | | | |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | 2 | | | | |
| 消費税額 | 2 | | 615,280 | 3,250,548 | 3,865,828 |
| 控除過大調整税額 | 3 | | | | |
| 控除対象仕入税額 | 4 | | | 1,297,413 | 1,297,413 |
| 5の内訳 | | | | | |
| 返還等対価に係る税額 | 5 | | | | |
| 売上げの返還等対価に係る税額 | 5 | | | | |
| 特定課税仕入れの返還に係る税額 | 6 | | | | |
| 貸倒れに係る税額 | 6 | | | | |
| 控除税額小計 | 7 | | | 1,297,413 | 1,297,413 |

[付表2] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

| 項目 | 金額 |
|--------------------------------|------------|
| 課税売上額(税抜き) | 66,552,445 |
| 免税売上額 | |
| 非課税資産の輸出等の金額 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | 66,552,445 |
| 非課税売上額 | 4,000,000 |
| 資産の譲渡等の対価の額 | 70,552,445 |
| 課税売上割合 | [94.33%] |
| 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | 22,241,381 |
| 課税仕入れに係る消費税額 | 1,297,413 |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | 2,525,310 |
| 特定課税仕入れに係る消費税額 | 159,094 |
| 課税貨物に係る消費税額 | |
| 納税義務の変更による消費税額の調整 | |
| 課税仕入れ等の税額の合計額 | 1,456,507 |
| 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 | |
| 14のうち、課税売上上にのみ要するもの | 1,456,507 |
| 14のうち、課税・非課税売上共通に要するもの | |

[付表2-(2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|---------------------|-----------|------------|-------------|--------------|
| 課税売上額(税抜き) | | 15,382,877 | 51,596,870 | 66,979,747 |
| 免税売上額 | | | | |
| 非課税資産の輸出等の金額 | | | | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | | | | 66,979,747 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 | | | | 66,979,747 |
| 非課税売上額 | | | | 4,000,000 |
| 資産の譲渡等の対価の額 | | | | 70,979,747 |
| 課税売上割合 | | | | [94.36%] |
| 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) | | | 22,241,381 | 22,241,381 |
| 課税仕入れに係る消費税額 | | | 1,297,413 | 1,297,413 |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | | | | |
| 特定課税仕入れに係る消費税額 | | | | |
| 課税貨物に係る消費税額 | | | | |
| 納税義務の変更による消費税額の調整 | | | | |
| 課税仕入れ等の税額の合計額 | | | 1,297,413 | 1,297,413 |

[還付申告明細 1/2] タブ

- 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

[還付申告明細 2/2] タブ

- 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目

簡易課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書 (簡易)] タブ

- 消費税及び地方消費税の申告書 (簡易課税用) に反映されます。

| この申告書による消費税の税額の計算 | | 課税標準額 | |
|-------------------|---------------|------------|--|
| 1 | 課税標準額 | 26,531,000 | |
| 2 | 消費税額 | 1,671,453 | |
| 3 | 貸倒回収に係る消費税額 | | |
| 4 | 控除対象仕入税額 | 1,504,307 | |
| 5 | 控除対象仕入税額に係る税額 | | |
| 6 | 貸倒れに係る税額 | | |
| 7 | 控除税額小計 | 1,504,307 | |

[付表 4] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

| 区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|-----------------|-----------|------------|-------------|--------------|
| 1 課税標準額 | | 12,991,000 | 26,531,000 | 39,522,000 |
| 2 消費税額 | | 519,840 | 1,671,453 | 2,191,093 |
| 3 貸倒回収に係る消費税額 | | | | |
| 4 控除対象仕入税額 | | 467,676 | 1,504,307 | 1,971,983 |
| 5 控除対象仕入税額に係る税額 | | | | |
| 6 貸倒れに係る税額 | | | | |
| 7 控除税額小計 | | 467,676 | 1,504,307 | 1,971,983 |
| 8 控除不足還付税額 | | | | |

[付表 5] タブ

- 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業 (卸売業)」から「第六種事業 (不動産業)」まで表示されます。

| 項目 | 金額 | 売上割合% |
|-------------------------------|-----------|-------|
| 1 課税標準額に対する消費税額 | 1,671,453 | |
| 2 貸倒回収に係る消費税額 | | |
| 3 売上対価の返還等に係る消費税額 | | |
| 4 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 1,671,453 | |
| 5 1 種類の事業の事業者の場合 4×みなし仕入率 80% | 1,504,307 | |
| 6 事業区分別の合計額 | | |
| 7 第一種事業 (卸売業) | | 13 |
| 8 第二種事業 (小売業) | | 14 |
| 9 第三種事業 (製造業等) | | 15 |
| 10 第四種事業 (その他) | | 16 |
| 11 第五種事業 (サービス業等) | | 17 |
| 12 第六種事業 (不動産業) | | 18 |
| 19 控除対象仕入税額の計算式区分 | | |
| 20 原則計算を適用する場合 | | |
| 21 1 種類の事業で 75% 以上 4×みなし仕入率 | | |

- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

| 項目 | 金額 |
|--------------------------|-----------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 1,671,453 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 1,671,453 |
| 1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率90% | 1,504,307 |
| 課税売上高に係る計算 | |
| 事業区分別の合計額 | |
| 第一種事業（卸売業） | |
| 第二種事業（小売業） | |
| 第三種事業（製造業等） | |
| 第四種事業（その他） | |
| 第五種事業（サービス業等） | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | |
| 原則計算を適用する場合 | |
| 1種類の事業で75%以上4×みなし仕入率 | |

[付表5-(2)1/2] タブ

- 付表 5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第六種事業（不動産業）」まで表示されます。

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|-----------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|
| 課税標準額に対する消費税額 | | 519,640 | 1,671,453 | 2,191,093 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | | | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | 519,640 | 1,671,453 | 2,191,093 |
| 4×みなし仕入率80% | | 467,676 | 1,504,307 | 1,971,983 |
| 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細 | | | | |
| 事業区分別の合計額 | | | | |
| 第一種事業（卸売業） | | | | |
| 第二種事業（小売業） | | | | |
| 第三種事業（製造業等） | | | | |
| 第四種事業（その他） | | | | |
| 第五種事業（サービス業等） | | | | |
| 第六種事業（不動産業） | | | | |

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

| 課税期間 | | 27・1・1 ~ 27・12・31 | 氏名又は名称 | | △△ 太郎 |
|--------------------------------|-----------|-------------------|-------------|--------------|-------|
| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) | |
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | 519,840 | 1,547,595 | 2,067,235 | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | | | | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4 | 519,840 | 1,547,595 | 2,067,235 | |
| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) | |
| 4×みなし仕入率80% | 5 | 487,676 | 1,392,835 | 1,880,511 | |
| III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | | |
| (1) 事業区分別の課税売上高(販売量)の明細 | | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) | 売上割合 |
| 事業区分別の合計額 | 6 | | | | |
| 第一種事業(卸売業) | 7 | | | | |
| 第二種事業(小売業) | 8 | | | | |
| 第三種事業(製造業等) | 9 | | | | |
| 第四種事業(その他) | 10 | | | | |
| 第五種事業(サービス業等) | 11 | | | | |
| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 | | | | | |

[付表 5- (2) 2/2] タブ

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

| 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|---|----|--------------------------------|-----------|-------------|--------------|
| (イ) 原則計算を適用する場合 | | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | | |
| 4×みなし仕入率 (14×80%+15×80%+18×70%+17×80%+18×50%+19×40%) / 18 | 20 | | | | |
| (ロ) 特例計算を適用する場合 | | | | | |
| (イ) 1種類の事業で75%以上 | | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | | |
| (7D/8D+8D/8D+9D/8D+10D/8D+11D/8D+12D/8D) ≥ 75% | 21 | | | | |
| 4×みなし仕入率 | | | | | |
| (ハ) 2種類の事業で75%以上 | | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | | | | | |
| 第一種及び第二種事業 (7D+8D) / 8D ≥ 75% | 22 | 4 × 14 × 80% + (18 - 14) × 80% | | | |
| 第一種及び第三種事業 | 23 | 4 × 14 × 80% + (18 - 14) × 70% | | | |

3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目

中間申告の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書 (第 26 号様式)] タブ

- 第 26 号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

| 消費税込算情報 | | 申告書選択 | | 申告書・付表 | | 入力完了 | | 会計連動 | |
|-----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------------------|--|------|--|
| 申告書 (第 26 号様式) | | | | | | | | | |
| 納税地 東京都新宿区西谷〇〇〇〇 | | 平成 年 月 日 | | 整理番号 20000001 | | <input type="checkbox"/> チェック完了 | | | |
| △ビル1F 《電話番号 98 - 9999 - 9999》 | | 四谷 平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の 平成 28 年 12 月 31 日 中間申告書 | | 税務署長宛 自平成 27 年 1 月 1 日 至平成 27 年 12 月 31 日 | | | | | |
| (フリガナ) 株式会社 | | 通信日付印 年 月 日 | | 前課税期間 の年月日 平成 年 月 日 | | | | | |
| 又は屋号 〇〇商店 | | 税務署 年 月 日 | | 前課税期間 の消費税額 545,700 | | | | | |
| 個人番号 ***** | | 申告書 年 月 日 | | 中間申告 自平成 28 年 1 月 1 日 対余期間 至平成 28 年 6 月 30 日 | | | | | |
| 法人番号 ***** | | 地方 年 月 日 | | 月数換算 前課税期間 の消費税額 × 6 12 | | | | | |
| (フリガナ) 株式会社 | | 修正 年 月 日 | | 納付すべき 消費税額 272,800 | | | | | |
| 代表者氏名 〇〇 太郎 | | 申告前 年 月 日 | | 納付すべき 地方消費税 73,600 | | | | | |
| 又は氏名 | | 地方 年 月 日 | | 消費税等の 合計納付税額 346,400 | | | | | |
| (付記名称) 税理士 署名押印 (電話番号 - -) | | 申告前 年 月 日 | | | | | | | |

※平成28年4月1日以後に開始する課税期間のため、「納付すべき地方消費税」は「納付すべき消費税額」に83分の17を乗じて計算しています。

[納付すべき地方消費税]

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 63 分の 17 を乗じた金額が表示されます。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

3.1.12 マイナス金額発生時の計算および出力

『ネット de 記帳』では、課税売上高より売上対価の返還が大きく、結果として課税売上高がマイナス金額になった場合、国税庁から指示により、特定の項目についてはマイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

マイナス金額が発生した場合の計算方法およびマイナス金額をゼロに置き換える項目について説明します。

-  → 「3.1.12.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.2 簡易課税「付表 4」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.3 簡易課税「付表 5」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照
-  → 「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

3.1.12.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法

簡易課税の「付表 5- (2)」の計算方法について説明します。

- ・「(5) (4) ×みなし仕入率」の計算方法
 - ・ (5) の D 欄は、(4) にみなし仕入率を掛けて計算します。

(例)

$$(5) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) \text{ D 欄} = 667,793 \times 90\% = 601,013$$

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | |
|---------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 課税標準額に 対する消費税額 | 1 | 40,000 | 630,000 | 670,000 |
| 貸倒回収に 係る消費税額 | 2 | 2,612 | | 2,612 |
| 売上対価の返還等 に係る消費税額 | 3 | | 4,819 | 4,819 |
| 控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 | 4 | 42,612 | 625,181 | 667,793 |
| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 4 × みなし仕入率 90% | 5 | 38,350 | 562,662 | 601,013 |

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計」の計算方法
 - ・ (6) の A~C 欄は、(7) ~ (12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
 - ・ (6) の D 欄は、A~C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。
- ・「(7) ~ (12) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の計算方法
 - ・ (7) ~ (12) の D 欄は、A~C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

| Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | | | |
|------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|----------------|-------|
| (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細 | | | | | | |
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) | |
| 事業区分別の合計額 | 6 | | 670,000 | 30,800,000 | 31,470,000 | 売上割合 |
| 第一種事業 (卸売業) | 7 | | 950,000 | -700,000 | 250,000 | 0.7 |
| 第二種事業 (小売業) | 8 | | 1,000,000 | | 1,000,000 | 3.1 |
| 第三種事業 (製造業等) | 9 | | 2,000,000 | 31,000,000 | 33,000,000 | 100.0 |
| 第四種事業 (その他) | 10 | | -3,400,000 | | -3,400,000 | |
| 第五種事業 (サービス業等) | 11 | | 20,000 | | 20,000 | 0 |
| 第六種事業 (不動産業) | 12 | | 100,000 | 500,000 | 600,000 | 1.9 |

- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
 - ・ (13) の A~C 欄は、(14) ~ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
 - ・ (13) の D 欄は、(14) ~ (19) の D 欄がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて合計します。
- ・「(14) ~ (19) 第一種事業(卸売業)~第六種事業(不動産業)」の計算方法
 - ・ (14) ~ (19) の D 欄は、A~C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 | | | | | | |
|-------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|----------------|--|
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) | |
| 事業区分別の合計額 | 13 | | 162,800 | 1,984,500 | 2,109,300 | |
| 第一種事業 (卸売業) | 14 | | 38,000 | -44,100 | -6,100 | |
| 第二種事業 (小売業) | 15 | | 40,000 | | 40,000 | |
| 第三種事業 (製造業等) | 16 | | 80,000 | 1,953,000 | 2,033,000 | |
| 第四種事業 (その他) | 17 | | -136,000 | | -136,000 | |
| 第五種事業 (サービス業等) | 18 | | 800 | | 800 | |
| 第六種事業 (不動産業) | 19 | | 4,000 | 31,500 | 35,500 | |

・「(20) 原則計算を適用する場合」の計算方法

- ・ (20) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(20) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + (15) \text{ B 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

(15) B 欄 : 120,000 円

$$(20) \text{ B 欄} = 80,800 \times ((0 \times 90\% + 120,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000) (\text{切捨て}) = 64,640$$

- ・ (20) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(13)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(20) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + (15) \text{ D 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

(13) D 欄 : 836,000 円

(14) D 欄 : 86,000 円

(15) D 欄 : 750,000 円

$$(20) \text{ D 欄} = 836,800 \times ((86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + 750,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 836,000) (\text{切捨て}) = 678,048$$

| (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 | | | | |
|--|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| イ 原則計算を適用する場合 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| $\frac{4}{13} \times \text{みなし仕入率} (14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%)$ 20 | | 64,640 | 617,400 | 678,048 |
| ロ 特例計算を適用する場合 | | | | |

- ・ (20) 計算方法の (例 1) および (例 2) の計算の元となる金額

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | | |
|-------------------------|---|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | | 80,000 | 756,000 | 836,000 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | | 800 | | 800 |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4 | | 80,800 | 756,000 | 836,800 |

(中略)

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 | | | | | |
|-------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 事業区分別の合計額 | 13 | | 120,000 | 756,000 | 836,000 |
| 第一種事業 (卸売業) | 14 | | -40,000 | 126,000 | 86,000 |
| 第二種事業 (小売業) | 15 | | 120,000 | 630,000 | 750,000 |
| 第三種事業 (製造業等) | 16 | | | | |
| 第四種事業 (その他) | 17 | | | | |
| 第五種事業 (サービス業等) | 18 | | | | |
| 第六種事業 (不動産業) | 19 | | | | |

・「(22)～(36) (□) 2種類の事業で75%以上」の計算方法

- ・ (22)～(36) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(22) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + ((13) \text{ B 欄} - (14) \text{ B 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

$$(22) \text{ B 欄} = 80,800 \times (0 \times 90\% + (120,000 - 0) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000 (\text{切捨て}) = 64,640$$

- ・ (22)～(36) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(14)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(22) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + ((13) \text{ D 欄} - (14) \text{ D 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

(13) D 欄 : 930,500 円

(14) D 欄 : 86,000 円

$$(22) \text{ D 欄} = 931,300 \times (86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + (930,500 - 86,000) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 930,500 (\text{切捨て}) = 753,647$$

| (□) 2種類の事業で75%以上 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率8.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|----------------------------------|--|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 第一種及び第二種事業 (7D+8D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 80\%}{13}$ | 22 | 64,640 | 693,000 | 753,647 |
| 第一種及び第三種事業 (7D+9D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 70\%}{13}$ | 23 | | | |
| 第一種及び第四種事業 (7D+10D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 60\%}{13}$ | 24 | | | |
| 第一種及び第五種事業 (7D+11D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 50\%}{13}$ | 25 | | | |
| 第一種及び第六種事業 (7D+12D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 40\%}{13}$ | 26 | | | |
| 第二種及び第三種事業 (8D+9D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{15 \times 80\% + (13-15) \times 70\%}{13}$ | 27 | | | |
| 第二種及び第四種事業 (8D+10D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{15 \times 80\% + (13-15) \times 60\%}{13}$ | 28 | 64,640 | 636,300 | 708,908 |
| 第二種及び第五種事業 (8D+11D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{15 \times 80\% + (13-15) \times 50\%}{13}$ | 29 | | | |
| 第二種及び第六種事業 (8D+12D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{15 \times 80\% + (13-15) \times 40\%}{13}$ | 30 | | | |
| 第三種及び第四種事業 (9D+10D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{16 \times 70\% + (13-16) \times 60\%}{13}$ | 31 | | | |
| 第三種及び第五種事業 (9D+11D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{16 \times 70\% + (13-16) \times 50\%}{13}$ | 32 | | | |
| 第三種及び第六種事業 (9D+12D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{16 \times 70\% + (13-16) \times 40\%}{13}$ | 33 | | | |
| 第四種及び第五種事業 (10D+11D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{17 \times 60\% + (13-17) \times 50\%}{13}$ | 34 | | | |
| 第四種及び第六種事業 (10D+12D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{17 \times 60\% + (13-17) \times 40\%}{13}$ | 35 | | | |
| 第五種及び第六種事業 (11D+12D)/6D ≥ 75% | $4 \times \frac{18 \times 50\% + (13-18) \times 40\%}{13}$ | 36 | | | |

• (22) 計算方法の(例1)および(例2)の計算の元となる金額

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | 80,000 | 850,500 | 930,500 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | 800 | | 800 |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | | | |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4 | 80,800 | 850,500 | 931,300 |

(中略)

| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) |
|-------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 事業区分別の合計額 | 13 | 120,000 | 850,500 | 930,500 |
| 第一種事業 (卸売業) | 14 | -40,000 | 126,000 | 86,000 |
| 第二種事業 (小売業) | 15 | 120,000 | 630,000 | 750,000 |
| 第三種事業 (製造業等) | 16 | | | |
| 第四種事業 (その他) | 17 | | 94,500 | 94,500 |
| 第五種事業 (サービス業等) | 18 | | | |
| 第六種事業 (不動産業) | 19 | | | |

3.1.12.2 簡易課税「付表4」の計算方法

簡易課税の「付表4」の計算方法について説明します。

・「(7) 控除税額小計」の計算方法

- ・ (7) A~C 欄は、(4) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
- ・ (7) D 欄は、(4) D 欄 + (5) D 欄 + (6) D 欄で計算します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|---------|---------|---------|
| 控 | 除 | 対 | 象 | 仕 | 入 | 税 | 額 | 4 | | | -36,000 | 567,000 | 531,000 |
| 除 | | | | | | | | 5 | | | | | |
| 税 | | | | | | | | 6 | | | 20,000 | | 20,000 |
| 額 | | | | | | | | 7 | | | 20,000 | 567,000 | 551,000 |

・「(8) 控除不足還付税額」または「(9) 差引税額」の計算方法

- ・ (9) D 欄 = (2) D 欄 + (3) D 欄 - (7) D 欄

| 区 | 分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) | | | | | | | | |
|---|---|--------------|--------------|----------------|-----------------|----|---|------------|------------|-----------|---------|---------|---------|
| 課 | 税 | 標 | 準 | 額 | 1 | | | -1,000,000 | 10,000,000 | 9,000,000 | | | |
| 消 | 費 | 税 | 額 | 2 | | | | -40,000 | 630,000 | 590,000 | | | |
| | | | | 3 | | | | | | | | | |
| 控 | 除 | 対 | 象 | 仕 | 入 | 税 | 額 | 4 | | | -36,000 | 567,000 | 531,000 |
| 除 | | | | | | | | 5 | | | | | |
| 税 | | | | | | | | 6 | | | 20,000 | | 20,000 |
| 額 | | | | | | | | 7 | | | 20,000 | 567,000 | 551,000 |
| | | | | | | | | 8 | | | 60,000 | | |
| 差 | 引 | 税 | 額 | 9 | | | | | | | 63,000 | | 39,000 |
| 合 | 計 | 差 | 引 | 税 | 額 | 10 | | | | | | | 39,000 |

- ・ (9) D 欄がマイナス金額の場合、(7) D 欄 - (2) D 欄 - (3) D 欄の金額を(8) D 欄に表示します。(9) D 欄には何も表示しません。

3.1.12.3 簡易課税「付表 5」の計算方法

簡易課税の「付表 5」の計算方法について説明します。

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計」の計算方法
 - ・ (6) は、(7) ～ (12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
 - ・ (13) は、(14) ～ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

| 課税売上高に係る計算 種類 以上 | 区 | 分 | 事業区分別の課税売上高（税抜き） | | 左の課税売上高に係る消費税額 |
|------------------------|---------------|----|------------------|-------|----------------|
| | 事業区分別の合計額 | 6 | 1,480,000 | 売上割合% | 13 |
| | 第一種事業（卸売業） | 7 | 1,000,000 | 67.5 | 14 |
| | 第二種事業（小売業） | 8 | | | 15 |
| | 第三種事業（製造業等） | 9 | 500,000 | 33.7 | 16 |
| | 第四種事業（その他） | 10 | -20,000 | | 17 |
| | 第五種事業（サービス業等） | 11 | | | 18 |
| | 第六種事業（不動産業） | 12 | | | 19 |

3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）

原則課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

原則課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 2- (2)

- ・「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」の D 欄
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」の D 欄

| 項 目 | 税率 3 % 適用分 A | 税率 4 % 適用分 B | 税率 6.3 % 適用分 C | 合 計 D (A + B + C) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|----------------------|
| 課税売上額（税抜き） 1 | | -5,000,000 | 2,000,000 | -3,000,000 |
| 免税売上額 2 | | | | |
| 非課税資産の輸出等の金額 3 | | | | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 4 | | | | 0 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 5 | | | | -3,000,000 |
| 非課税売上額 6 | | | | |
| 資産の譲渡等の対価の額 7 | | | | 0 |
| 課税売上割合 | | | | [%] |

付表 2

- ・「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 課税売上額（税抜き） 1 | -2,000,000 |
| 免税売上額 2 | |
| 非課税資産の輸出等の金額 3 | |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 4 | 0 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 5 | -2,000,000 |
| 非課税売上額 6 | |
| 資産の譲渡等の対価の額 7 | 0 |
| 課税売上割合 | [%] |

3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）

簡易課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定」参照

● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

簡易課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表5- (2)

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」のD欄

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | | |
|-------------------------|---|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) |
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | | 40,000 | 63,000 | 103,000 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | | | | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | | | 126,000 | 126,000 |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | 4 | | 40,000 | -63,000 | 0 |

| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | | |
|---------------------------|---|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 項目 | | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計D (A+B+C) |
| 4×みなし仕入率 | 5 | | | | |

付表5

- ・「(4) 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」

| 項目 | | 金額 |
|-----------------------|---|--------|
| 課税標準額に対する消費税額 | 1 | 31,500 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | 2 | |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 | 3 | 63,000 |
| 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 | 4 | 0 |
| 1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率 | 5 | |

● マイナス金額をゼロに置き換えて印刷する項目

簡易課税では、以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、画面上は計算結果を確認できるよう、マイナス金額のまま表示します。申告書の印刷では、マイナス金額をゼロに置き換えます。また、印刷条件の設定により、金額確認用としてマイナス金額で印刷することができます。

消費税申告書（簡易課税）

- ・参考事項「第1種」～「第6種」の課税売上高

| この申告書による消費税の税額の計算 | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 項目 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 |
| 課税標準額 | 36471000 | | | | | | | | |
| 消費税額 | 2297673 | | | | | | | | |
| 貸倒回収に係る消費税額 | | | | | | | | | |
| 控除対象仕入税額 | 1838138 | | | | | | | | |
| 返還等対象に係る税額 | | | | | | | | | |
| 貸倒れに係る税額 | | | | | | | | | |
| 控除税額小計 | 1838138 | | | | | | | | |
| 控除不足還付税額 | | | | | | | | | |
| 差引税額 | 459500 | | | | | | | | |
| 中間納付税額 | | | | | | | | | |
| 納付税額 | 459500 | | | | | | | | |
| 中間納付還付税額 | | | | | | | | | |

| 項目 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 | 税率 | 金額 |
|-----|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 第1種 | | | | | | | | | |
| 第2種 | 33,312 | | 9 | 1 | 3 | | | | |
| 第3種 | | | | | | | | | |
| 第4種 | 3,324 | | 9 | 1 | | | | | |
| 第5種 | 0 | | | | | | | | |
| 第6種 | | | | | | | | | |

付表 4

- ・「(4) 控除対象仕入税額」の A~D 欄
- ・「(7) 控除税額小計」の A~D 欄

| | | | | | |
|------------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 控 除 税 額 | 控除対象仕入税額 (4) | (付表5-12)の①A欄 又は②A欄の金額) | (付表5-12)の①B欄 又は②B欄の金額) | (付表5-12)の①C欄 又は③C欄の金額) | (付表5-12)の①D欄又は②D欄の金額) ※申告書の④欄へ |
| | 返還等対価に係る税額 (5) | ※付表5-12)の③A欄へ | ※付表5-12)の③B欄へ | ※付表5-12)の③C欄へ | ※付表5-12)の③D欄及び申告書の⑤欄へ |
| | 貸倒れに係る税額 (6) | | | | ※申告書の⑥欄へ |
| | 控除税額小計 (4)+(5)+(6) (7) | | | 1,854,720 | 1,846,816 |

付表 5- (2) 1/2

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の A~D 欄
- ・「(5) (4) ×みなし仕入率」の A~D 欄

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 | | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 課税標準額に対する消費税額 (1) | (付表4の④A欄) 円 | (付表4の④B欄) 円 | (付表4の④C欄) 円 | (付表4の④D欄) 円 |
| 貸倒回収に係る消費税額 (2) | (付表4の④A欄) | (付表4の④B欄) | (付表4の④C欄) | (付表4の④D欄) |
| 売上対価の返還等に係る消費税額 (3) | (付表4の④A欄) | (付表4の④B欄) | (付表4の④C欄) | (付表4の④D欄) |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (1)+(2)-(3) (4) | | 0 | 2,318,400 | 2,308,520 |

| II 1種類の事業者の事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | |
|--|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| ④ × みなし仕入率 (30%・30%・70%・60%・50%・40%) (5) | ※付表4の④A欄へ | ※付表4の④B欄へ | ※付表4の④C欄へ | ※付表4の④D欄へ |

- ・「(6) ~ (12) 事業区別の課税売上高 (税抜き) の明細」の D 欄
- ・「(14) ~ (19) 第一種事業~第六種事業」の A~D 欄

| III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 | | | | |
|--------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| (1) 事業区別の課税売上高 (税抜き) の明細 | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 事業区別の合計額 (6) | | -247,619 | 36,800,925 | 36,553,306 |
| 第一種事業 (卸売業) (7) | | | | ※申告書の「事業区分」欄へ |
| 第二種事業 (小売業) (8) | | -647,619 | 33,312,037 | 32,664,418 |
| 第三種事業 (製造業等) (9) | | | | ※ |
| 第四種事業 (その他) (10) | | 342,857 | 3,324,074 | 3,666,931 |
| 第五種事業 (サービス業等) (11) | | 57,142 | 164,814 | 221,956 |
| 第六種事業 (不動産業) (12) | | | | ※ |

| (2) (1)の事業区別の課税売上高に係る消費税額の明細 | | | | |
|------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 事業区別の合計額 (13) | | 15,999 | 2,318,457 | 2,308,552 |
| 第一種事業 (卸売業) (14) | | | | |
| 第二種事業 (小売業) (15) | | 0 | 2,098,658 | 2,072,754 |
| 第三種事業 (製造業等) (16) | | | | |
| 第四種事業 (その他) (17) | | 13,714 | 209,416 | 223,130 |
| 第五種事業 (サービス業等) (18) | | 2,285 | 10,383 | 12,668 |
| 第六種事業 (不動産業) (19) | | | | |

付表5-(2) 2/2

・付表5-(2)の2ページ目のすべての項目

| (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 | | | | |
|--|----------------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| イ 原則計算を適用する場合 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| ③×みなし仕入率 $\frac{③ \times 90\% + ④ \times 90\% + ⑤ \times 70\% + ⑥ \times 60\% + ⑦ \times 50\% + ⑧ \times 40\%}{③}$ | 円 | 円 | 0 1,809,766 | 円 1,798,390 |
| ロ 特例計算を適用する場合 | | | | |
| (イ) 1種類の事業で75%以上 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| ①②・③④・⑤⑥⑦・⑧⑨⑩・⑪⑫⑬⑭⑮⑯ ≥ 75% ①×みなし仕入率 (90%-60%)・70%・60%・50%・40%) | 円 | 円 | 0 1,854,720 | 円 1,846,816 |
| (ロ) 2種類の事業で75%以上 | | | | |
| 控除対象仕入税額の計算式区分 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 第一種及び第二種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種及び第三種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種及び第四種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種及び第五種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一種及び第六種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第二種及び第三種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第二種及び第四種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% | 円 | 円 | 0 1,810,805 | 円 1,799,656 |
| 第二種及び第五種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% | 円 | 円 | 0 1,788,825 | 円 1,776,077 |
| 第二種及び第六種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第三種及び第四種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第三種及び第五種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第三種及び第六種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第四種及び第五種事業 ⑦⑧+⑨⑩) ⑪ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第四種及び第六種事業 ⑦⑧+⑨⑩) ⑪ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第五種及び第六種事業 ⑨⑩+⑪⑫) ⑬ ≥ 75% | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額 | | | | |
| 項目 | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
| 選択可能な計算式区分(③～⑮)の内から選択した金額 | 円 ※付表4の④A欄へ | 円 ※付表4の④B欄へ | 円 0 ※付表4の④C欄へ | 円 1,854,720 ※付表4の④D欄へ |

付表5

・「(7)～(12) 第一種事業～第六種事業」の事業区分別の課税売上高(税抜き)
・「(14)～(19) 第一種事業～第六種事業」の左の課税売上高に係る消費税額

| 課税売上高に係る消費税額の計算 | 区分 | 事業区分別の課税売上高(税抜き) | | 左の課税売上高に係る消費税額 | |
|-----------------|---------------|-------------------|------|----------------|---|
| | | 円 | 割合 | 円 | 円 |
| 2種類以上の計算 | 事業区分別の合計額 | ⑥ 36,471,296 | | ⑬ 2,308,074 | |
| | 第一種事業(卸売業) | ⑦ ※申告書「事業区分」欄へ | % | ⑭ | |
| | 第二種事業(小売業) | ⑧ ※# | 91.3 | ⑮ 2,098,658 | |
| | 第三種事業(製造業等) | ⑨ ※# | | ⑯ | |
| | 第四種事業(その他) | ⑩ 3,324,074 | 9.1 | ⑰ 209,416 | |
| | 第五種事業(サービス業等) | ⑪ ※# | 0 | ⑱ 0 | |
| | 第六種事業(不動産業) | ⑫ ※# | | ⑲ | |

3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『電子申告チェック』

入力内容が国税電子申告および納税システム (e-Tax) の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

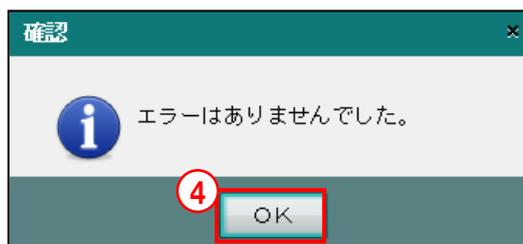
●アプリケーションツールバーの [電子申告チェック] ボタンをクリックする



- 手順**
- ① [電子申告チェック] ボタンをクリックします。
 - ② [チェック開始] ボタンをクリックします。



- ③エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



エラーがある場合→

「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照

- ④ [OK] ボタンをクリックします。

●《終了確認》メッセージで確認する



① [X] ボタンをクリックします。

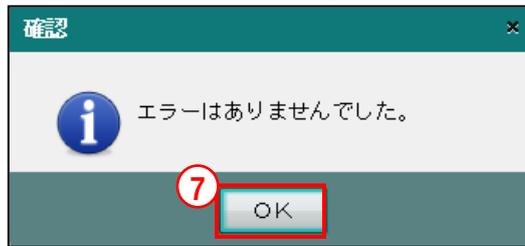
②《終了確認》メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。

③ [はい] ボタンをクリックします。

④《国税電子申告エラーチェック》画面が表示されます。

⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



 [エラーがある場合→](#)

「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照

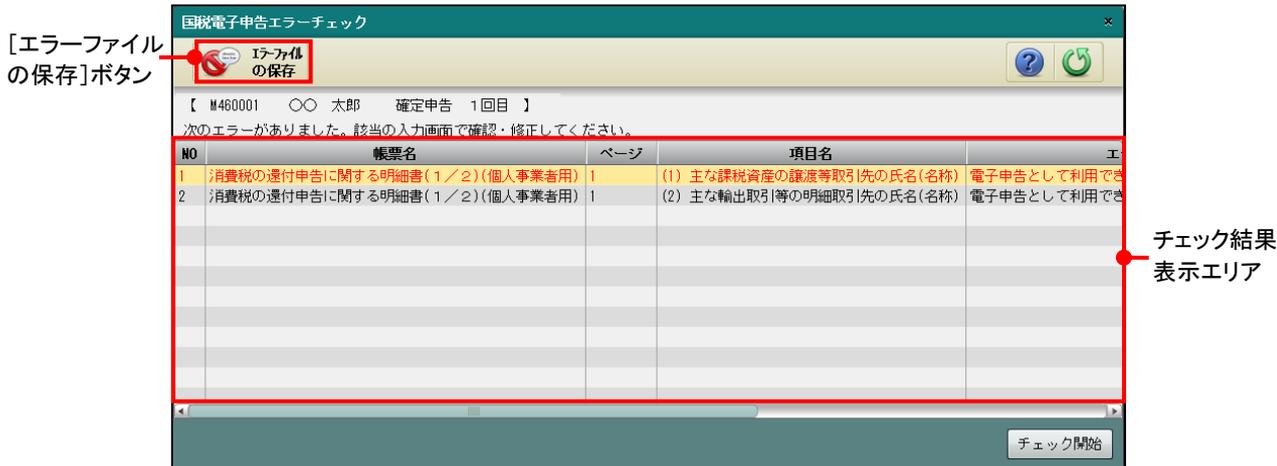
⑦ [OK] ボタンをクリックします。

3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

《国税電子申告エラーチェック》画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法について説明します。

「エラー」の場合は、文字色が「赤」で表示されます。エラーメッセージの対処方法を確認し、申告書を修正します。エラーがある場合、電子申告はできません。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

- ・エラー内容をテキストファイルに出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

- ・連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

- ・対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

- ・対象となるページが表示されます。

[項目名]

- ・対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

- ・エラーが発生した原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容（変更前）]

- ・エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容（変更後）]

- ・エラーの場合、電子申告データとして抽出できない文字が表示されます。
- ・警告の場合、電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

| エラー内容 | 項目内容（変更前） | 項目内容（変更後） |
|---------------------------------|-----------|------------|
| 電子申告として利用できない値が使用されています。 | 啊部 櫻助 | 使用不可文字：啊 櫻 |
| 電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。 | ㈱アイ工業 | ㈱アイウ工業 |

●エラーメッセージ

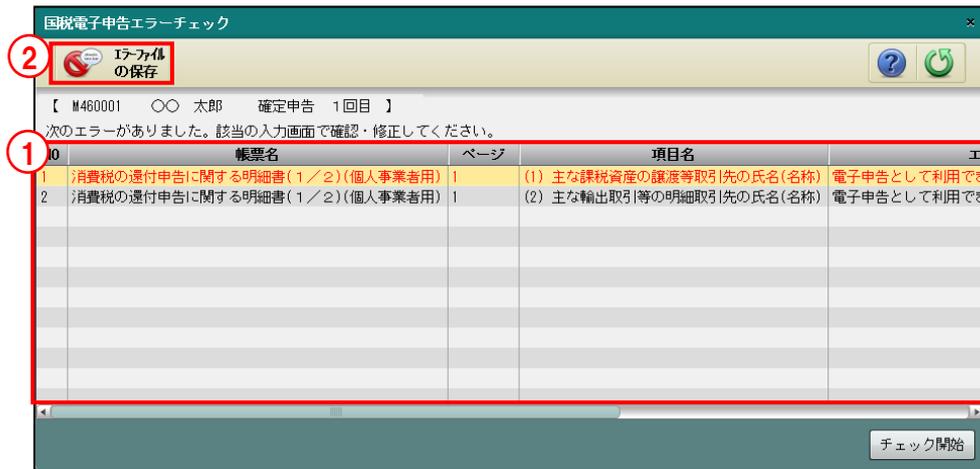
| メッセージ | 原因 | 対処方法 |
|--------------------------|-------------------|---|
| 電子申告として利用できない値が使用されています。 | 抽出範囲外の値が入力されています。 | 「項目内容（変更後）」に「使用不可文字：xx」が表示されている場合は、表示された文字を電子申告で使用できる文字に修正します。xxには、入力されている使用不可文字がすべて表示されます。 |

●警告メッセージ

| メッセージ | 原因 | 対処方法 |
|----------------------------------|---|--------------------|
| 電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えているため切り捨てられます。 | 抽出可能な桁数（＝文字数）を超えて内容が入力されています。 | 必要に応じて、入力内容を修正します。 |
| 電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。 | 使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。 | 必要に応じて、入力内容を修正します。 |

3.1.13.2 電子申告エラーチェック結果の保存

電子申告エラーチェック結果を保存する手順について説明します。



- ① 国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、「国税電子申告エラーチェック」画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



→ 「3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」

参照

- ② エラーの内容をファイルに保存する場合は、「エラーファイルの保存」をクリックします。
- ③ 「保存」ボタンをクリックして、テキストファイルを任意の場所に保存します。
- ④ 必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』

すべての申告書および付表の入力が完了したら「入力完了」にチェックをつけます。

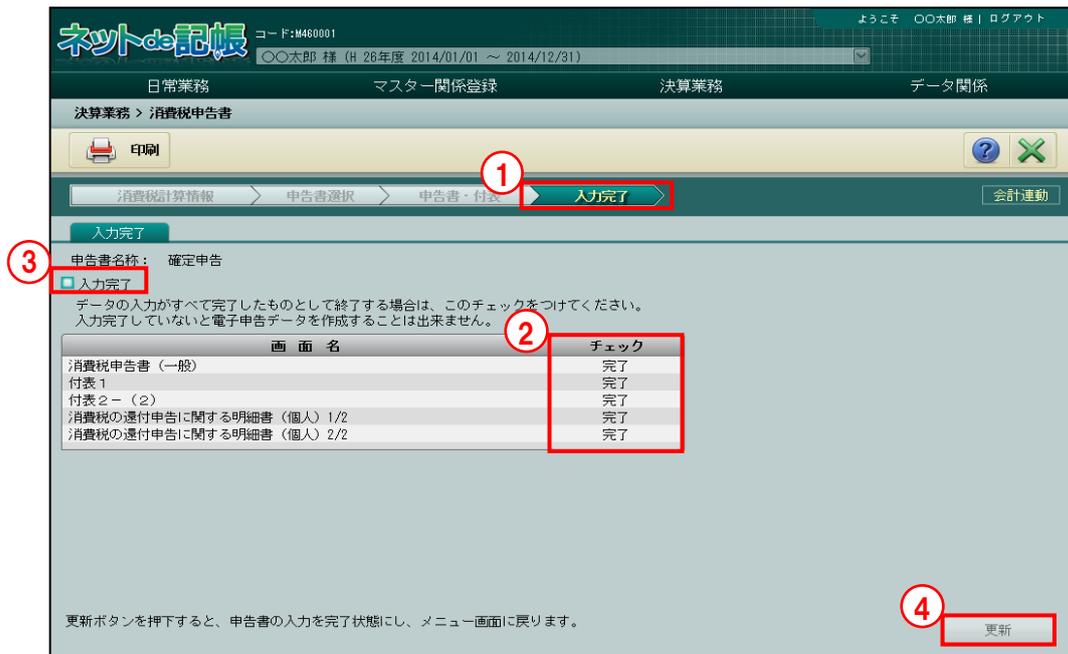
電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。



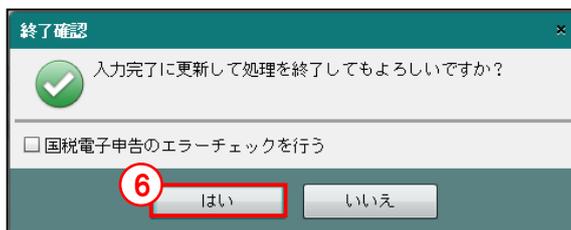
参照モードについて→「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

入力完了の解除について→

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑤ 次の終了確認メッセージが表示されます。



終了確認メッセージで国税電子申告エラーチェックを行う場合→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



中間申告書の終了確認メッセージについて→

「3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について」参照

⑥ [はい] ボタンをクリックします。

⑦ 『消費税申告書』が終了します。

3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常
の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申
告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

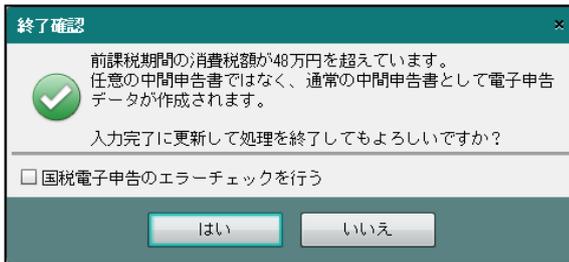
任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意（年
1回）」を選択します。

 [任意の中間申告書を作成する](#)→

「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

[前課税期間の消費税額が48万円を超えているため任意の中間申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが通常の間申申告書として作成されます。



終了確認

前課税期間の消費税額が48万円を超えています。
任意の中間申告書ではなく、通常の間申申告書として電子申告
データが作成されます。

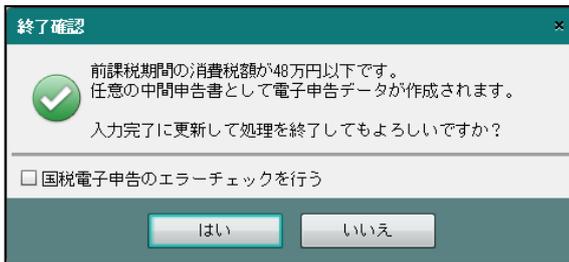
入力完了に更新して処理を終了してもよろしいですか？

国税電子申告のエラーチェックを行う

はい いいえ

[前課税期間の消費税額が48万円以下のため通常の間申申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが任意の間申申告書として作成されます。



終了確認

前課税期間の消費税額が48万円以下です。
任意の中間申告書として電子申告データが作成されます。

入力完了に更新して処理を終了してもよろしいですか？

国税電子申告のエラーチェックを行う

はい いいえ



月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定
されます。

3.1.14.2 申告書の参照モード表示

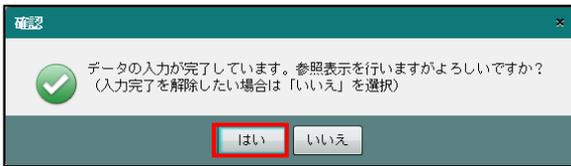
「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、決算書を修正することはできません。

 [入力完了を解除する](#) → 「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



| 申告区分 | 申告書名称 | 集計開始月 | 集計終了月 | 完了 |
|--------|----------|-----------|-------------|----|
| 1 確定申告 | 確定申告 1回目 | 平成28年1月1日 | 平成28年12月31日 | ○ |

- 手順**
- ①入力完了済の申告書は「申告書選択」画面の「完了」に「○」が表示されます。
 - ②入力完了済の申告書を選択します。
 - ③ [選択] ボタンをクリックします。
 - ④次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



 [【いいえ】を選択した場合](#) →

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤「申告書・付表」画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」が表示されます。



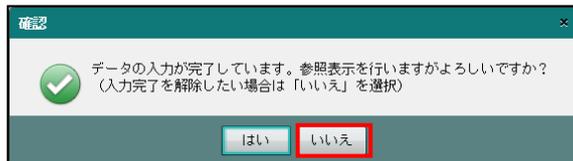
「参照」と表示されます。

3.1.14.3 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。



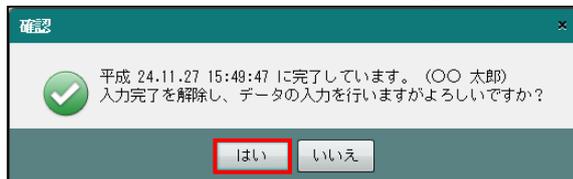
- 手順**
- ①入力完了済の申告書は《申告書選択》画面の「完了」に「○」が表示されます。
 - ②入力完了済の申告書を選択します。
 - ③ [選択] ボタンをクリックします。
 - ④次のメッセージが表示されます。[いいえ] ボタンをクリックします。



 [はい] を選択した場合の画面表示について➔

「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ⑥「入力完了」が解除され、《申告書・付表》画面が「入力モード」で表示されます。

3.1.15 消費税申告書を印刷する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『印刷』

消費税申告書の印刷について説明します。

● 帳票一覧

印刷できる帳票は、次のとおりです。

| | 帳票名称 | 消費税区分 | | 表示 | 印刷 | |
|--------|-----------------------------|----------------------------|------|----|----|---|
| | | 原則課税 | 簡易課税 | | | |
| 申告書・付表 | 消費税及び地方消費税の中間申告書 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 消費税申告書（一般） | ○ | — | ○ | ○ | |
| | 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表） | ○ | — | ○ | ○ | |
| | 消費税申告書（簡易課税） | — | ○ | ○ | ○ | |
| | 付表 2 | ○ | — | ○ | ○ | |
| | 付表 5 | — | ○ | ○ | ○ | |
| | 複数税率 | 付表 1 | ○ | — | ○ | ○ |
| | | 付表 2- (2) | ○ | — | ○ | ○ |
| | | 付表 4 | — | ○ | ○ | ○ |
| | | 付表 5- (2) | — | ○ | ○ | ○ |
| | | 消費税の還付申告に関する明細書（法人）1/2、2/2 | ○ | — | ○ | ○ |
| | | 消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2、2/2 | ○ | — | ○ | ○ |



消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

● 印刷様式

申告書・付表を白紙で印刷する場合に指定できる印刷様式は、次のとおりです。

| 印刷様式 | | OCR 帳票対応 |
|------------|---|----------|
| カラー印刷 | 税務署のカラーOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。 | ○ |
| モノクロ印刷 | プリンターに関係なく、モノクロで印刷する場合に選択します。税務署のモノクロ OCR 帳票には対応していません。 | × |
| 国税様式（モノクロ） | 税務署のモノクロ OCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。 | ○ |

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

カラー印刷(OCR 帳票対応)

This is a color-printed tax form (Form 303) for consumption tax. It includes a header with the company name '株式会社 関谷' and address '東京都新宿区西新宿1-1-1'. The tax period is 2008/01/01 to 2008/03/31. The form contains two main tables for tax calculation: 'この申告書による消費税の税額の計算' (Calculation of consumption tax amount based on this declaration) and 'この申告書による地方消費税の税額の計算' (Calculation of local consumption tax amount based on this declaration). The total consumption tax is 3,673,500 yen, and the total local consumption tax is 781,200 yen. The form also includes a section for '課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書' (Consumption tax and local consumption tax declaration for the taxable period).

モノクロ印刷

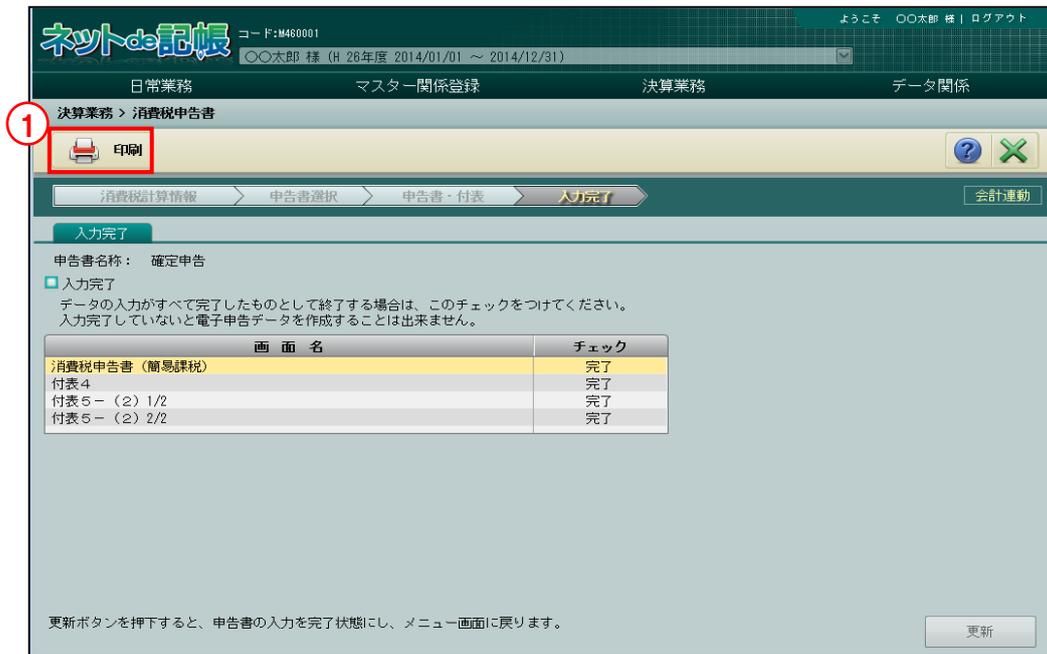
This is a monochrome (black and white) printed version of the same tax form (Form 303). It contains the same information and tables as the color version, including the company details, tax period, and tax calculation tables. The total consumption tax is 3,673,500 yen, and the total local consumption tax is 781,200 yen.

国税様式(モノクロ)(OCR 帳票対応)

This is a monochrome printed version of the tax form (Form 303) in the 'National Tax Form' style. It contains the same information and tables as the other versions, including the company details, tax period, and tax calculation tables. The total consumption tax is 3,673,500 yen, and the total local consumption tax is 781,200 yen.

3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明

申告書および付表を出力する手順について説明します。



① [印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



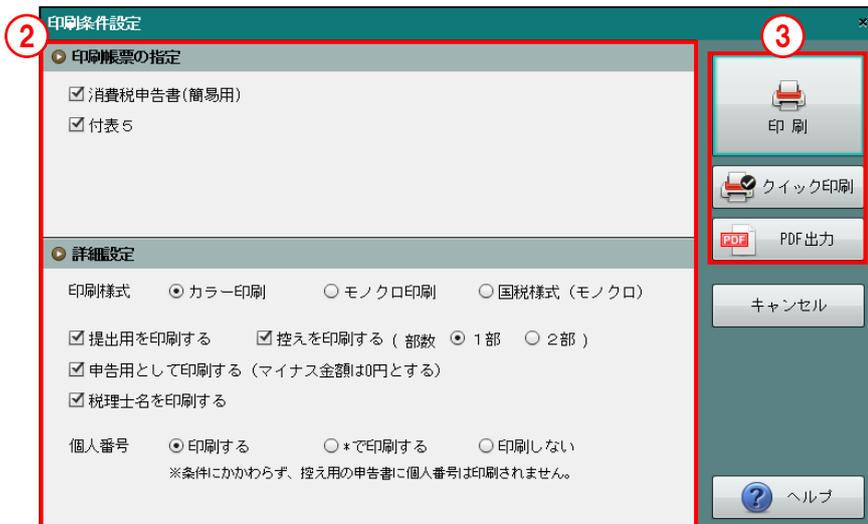
→ 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

② ≪印刷条件設定≫画面で、印刷帳票の指定、詳細設定を選択します。

③ [印刷] ボタンをクリックします。PDF ファイルに出力する場合は、[PDF 出力] ボタンをクリックします。

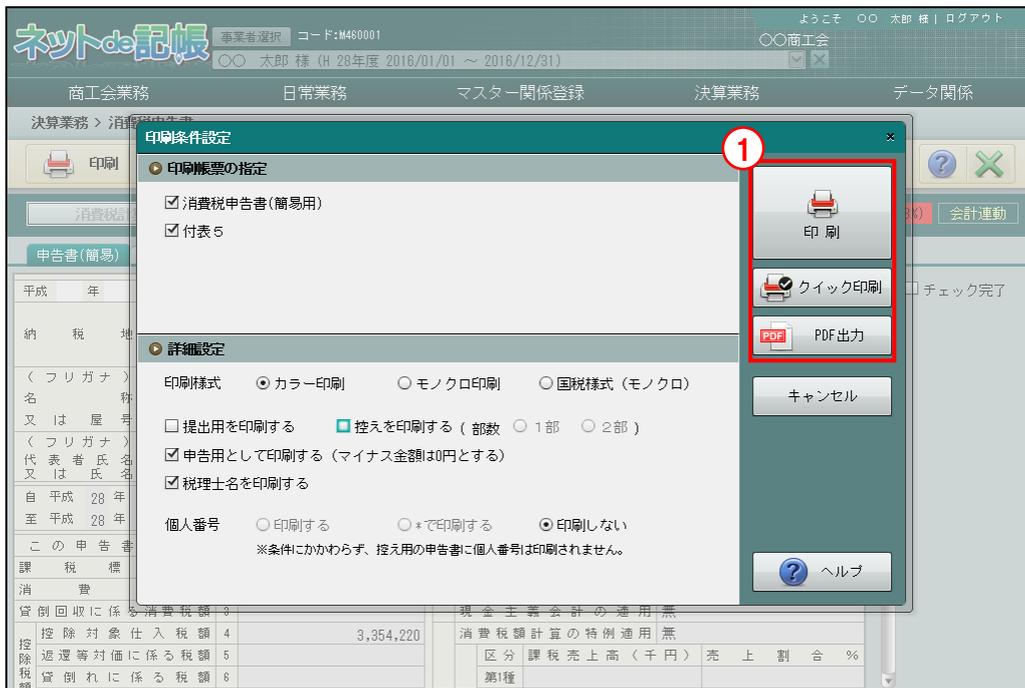


「3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照



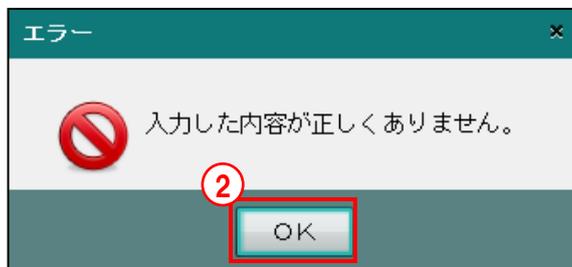
3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合

[印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合の操作について説明します。



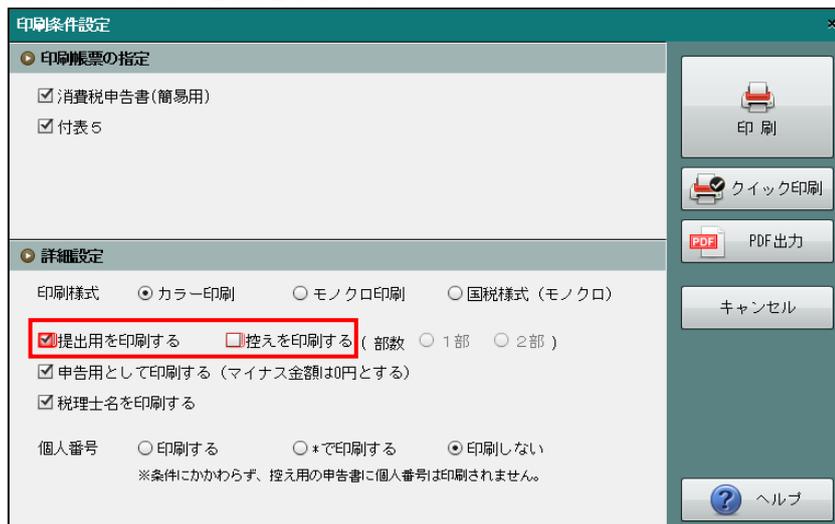
① ≪印刷条件設定≫画面の[詳細設定]の「提出用を印刷する」「控えを印刷する」のいずれにもチェックがついていない場合、[印刷] ボタンをクリックした際に次のエラーメッセージが表示されます。

[印刷帳票の設定] でいずれの帳票にもチェックがついていない場合、次のメッセージが表示されます。



② [OK] ボタンをクリックします。

③正しい印刷条件を設定します。



3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけます。
- 「消費税申告書(一般用)」および「付表2」は、チェックがついた状態で表示されます。
- 「消費税の還付報告に関する明細書」は、還付がある場合にチェックがついた状態で表示されます。
- 「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は、別表の提出が必要な場合にチェックがついた状態で表示されます。
- 「付表1」「付表2-(2)」は、消費税率5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

●詳細設定

[印刷様式]

- 「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式(モノクロ)」から選択します。

 [印刷様式について](#) → 「3.1.15 消費税申告書を印刷する」参照

[提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)]

- マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷します。

 → 「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)」参照

- チェックがついた状態で表示されます。変更はできません。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- 還付申告明細 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票] の指定で、「消費税の還付報告に関する明細書」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

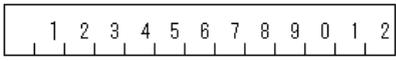
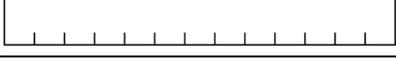
[個人番号]

- [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号] 欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末 | 個人番号欄の表示状態 |
|----------------|---------------------|----------|---|
| 税務支援 | あり | 登録済み端末 | 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能 |
| 税務支援 | あり | 登録済み端末以外 | 「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能 |
| 税務支援 | なし | 登録済み端末 | 「印刷しない」が選択されています。  選択済み |
| 税務支援以外 | - | - | 「印刷しない」が選択されています。  選択済み |

印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

| 印刷条件 | 内容 | 個人番号欄の印刷イメージ |
|--------|-------------------------|--|
| 印刷する | 個人番号を印刷します。 |  |
| *で印刷する | 個人番号をアスタリスク (*) で印刷します。 |  |
| 印刷しない | 個人番号は印刷しません。 |  |

控え用の申告書は、「印刷する」または「*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

●印刷帳票の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけます。
- 「消費税申告書（簡易用）」および「付表 5」は、チェックがついた状態で初期表示されます。
- 「付表 4」「付表 5-（2）」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

●詳細設定

[印刷様式]

- 「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。



[印刷様式について](#) → 「3.1.15 消費税申告書を印刷する」参照

[提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]

- マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。



→ 「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

- 金額確認用として、マイナス金額のままで印刷する場合は、チェックをはずします。
- チェックがついた状態で表示されます。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- 付表 5- (2) 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票] の指定で、「付表 5- (2)」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- [個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

3.1.15.5 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

●印刷帳票の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけます。
- 「中間申告書」は、チェックがついた状態で初期表示されます。

●詳細設定

[提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[控え用を印刷する]

- 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[税理士名を印刷する]

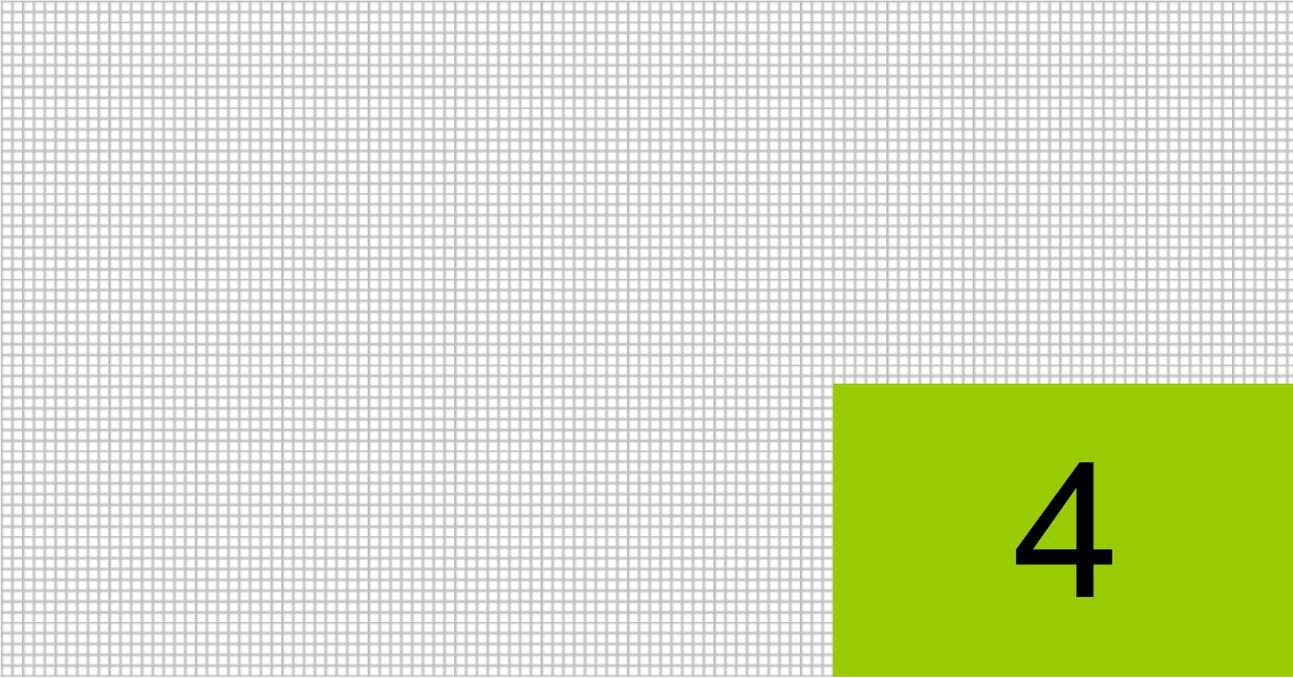
- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- [個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照



4

付 録

4.1 索引

4 付録

4.1 索引

| | | | |
|--------------|----|-----------------|----|
| か | | な | |
| 還付金融機関等..... | 43 | 納税地 | 41 |
| 基本情報..... | 29 | は | |
| さ | | 付記事項..... | 41 |
| 作成税理士情報..... | 44 | ま | |
| 申告情報..... | 41 | マイナンバー連携権限..... | 19 |
| 税務署処理欄 | 41 | ら | |
| 税理士情報取込..... | 27 | ログアウト | 15 |
| | | ログイン..... | 12 |

ネットde記帳

操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ.決算業務編

消費税申告書

第 2-e 版 平成 29 年 6 月 9 日

(不許複製)
